

第4回定例会会議録

1 開会の日時 平成26年11月25日（火曜日）午前10時00分

2 開会の場所 阿久根市議会議場

3 出席議員の氏名

1 番 出口 徹 裕 議員	2 番 仮屋園 一 徳 議員
3 番 竹 原 恵 美 議員	4 番 石 澤 正 彰 議員
5 番 松 元 薫 久 議員	6 番 牛之濱 由 美 議員
7 番 濱 崎 剛 治 議員	8 番 野 畑 直 議員
9 番 大 田 重 男 議員	10 番 牟 田 学 議員
11 番 岩 崎 健 二 議員	12 番 木 下 孝 行 議員
13 番 烏 飼 光 明 議員	14 番 山 田 勝 議員
15 番 中 面 幸 人 議員	16 番 濱之上 大 成 議員

4 職務のため議場に出席した事務局職員の氏名

事務局 長 松 崎 裕 介 君	次長兼庶務係長 柳 原 一 夫 君
議事係 長 東 岳 也 君	議事係 寺 地 英 兼 君

5 説明のため出席した者の職氏名

市 長 西 平 良 将 君	副 市 長 寺 地 正 吉 君
総務課 長 内 園 由 幸 君	消 防 参 事 上 野 正 順 君
財政課 長 山 下 友 治 君	企 画 調 整 課 長 山 元 正 彦 君
税 務 課 長 川 畑 宏 之 君	市 民 環 境 課 長 馬 見 塚 啓 一 君
らきがい対策課 長 早 瀬 則 浩 君	健 康 増 進 課 長 佐 湯 進 君
農 政 課 長 谷 口 義 美 君	商 工 観 光 課 長 堂 之 下 浩 子 君
水産林務課 長 馬 見 塚 徹 雄 君	都 市 建 設 課 長 西 園 善 信 君
水 道 課 長 浦 雅 智 君	
＜ 教 育 委 員 会 ＞	
教 育 長 原 田 正 美 君	教 育 総 務 課 長 小 中 茂 信 君
学 校 教 育 課 長 中 山 義 邦 君	生 涯 学 習 課 長 佐 湯 富 士 男 君
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 野 崎 清 三 君	

◎ 議事日程		
日程第1		会議録署名議員の指名……………41
日程第2		会期の決定……………41
日程第3		諸般の報告……………41
日程第4	認定第1号	平成25年度阿久根市歳入歳出決算認定について (一般会計)
日程第5	認定第2号	平成25年度阿久根市歳入歳出決算認定について (国民健康保険特別会計)
日程第6	認定第3号	平成25年度阿久根市歳入歳出決算認定について (簡易水道特別会計)
日程第7	認定第4号	平成25年度阿久根市歳入歳出決算認定について (交通災害共済特別会計)
日程第8	認定第5号	平成25年度阿久根市歳入歳出決算認定について (介護保険特別会計)
日程第9	認定第6号	平成25年度阿久根市歳入歳出決算認定について (後期高齢者医療特別会計)
日程第10	認定第7号	平成25年度阿久根市水道事業会計の決算の認定 について
日程第11	報告第8号	専決処分の承認について(平成26年度阿久根市 一般会計補正予算(第4号))……………54
日程第12	議案第49号	鹿兒島県市町村総合事務組合を組織する地方公共 団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の 変更並びに同組合理約の変更について……………55
日程第13	議案第50号	一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例の制定について……………56
日程第14	議案第51号	阿久根市長期継続契約を締結することができる契 約を定める条例の一部を改正する条例の制定につ いて……………66
日程第15	議案第52号	阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改 正する条例の制定について……………69
日程第16	議案第53号	阿久根市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一 部を改正する条例の制定について……………70
日程第17	議案第54号	阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定 について……………74

一括上程
特 別
委員長報告
……………42

日程第18	議案第55号	阿久根市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	75
日程第19	議案第56号	平成26年度阿久根市一般会計補正予算(第5号) ……	78
日程第20	議案第57号	平成26年度阿久根市一般会計補正予算(第6号) ……	82
日程第21	議案第58号	平成26年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) ……	94
日程第22	議案第59号	平成26年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算(第1号) ……	95
日程第23	議案第60号	平成26年度阿久根市介護保険特別会計補正予算(第2号) ……	96
日程第24	陳情第12号	県道脇本赤瀬川線橋之浦地区道路改良工事に伴う路線の一部設計変更について……………	98

◎ 本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名	
日程第2		会期の決定	
日程第3		諸般の報告	
日程第4	認定第1号	平成25年度阿久根市歳入歳出決算認定について(一般会計)(認定)	
日程第5	認定第2号	平成25年度阿久根市歳入歳出決算認定について(国民健康保険特別会計)(認定)	
日程第6	認定第3号	平成25年度阿久根市歳入歳出決算認定について(簡易水道特別会計)(認定)	
日程第7	認定第4号	平成25年度阿久根市歳入歳出決算認定について(交通災害共済特別会計)(認定)	
日程第8	認定第5号	平成25年度阿久根市歳入歳出決算認定について(介護保険特別会計)(認定)	
日程第9	認定第6号	平成25年度阿久根市歳入歳出決算認定について(後期高齢者医療特別会計)(認定)	
日程第10	認定第7号	平成25年度阿久根市水道事業会計の決算の認定について(認定)	
日程第11	報告第8号	専決処分の承認について(平成26年度阿久根市一般会計補正予算(第4号))(承認)	
日程第12	議案第49号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共	

- 団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更について(原案可決)
- 日程第13 議案第50号 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について(総務文教委員会付託)
- 日程第14 議案第51号 阿久根市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について(総務文教委員会付託)
- 日程第15 議案第52号 阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について(原案可決)
- 日程第16 議案第53号 阿久根市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について(総務文教委員会付託)
- 日程第17 議案第54号 阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について(原案可決)
- 日程第18 議案第55号 阿久根市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について(原案可決)
- 日程第19 議案第56号 平成26年度阿久根市一般会計補正予算(第5号)(原案可決)
- 日程第20 議案第57号 平成26年度阿久根市一般会計補正予算(第6号)(各常任委員会付託)
- 日程第21 議案第58号 平成26年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(産業厚生委員会付託)
- 日程第22 議案第59号 平成26年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算(第1号)(産業厚生委員会付託)
- 日程第23 議案第60号 平成26年度阿久根市介護保険特別会計補正予算(第2号)(産業厚生委員会付託)
- 日程第24 陳情第12号 県道脇本赤瀬川線鳩之浦地区道路改良工事に伴う路線の一部設計変更について(産業厚生委員会付託)

平成26年11月25日（火曜日）

開会 午前10時00分

開議 午前10時00分

議長（濱之上大成議員）

ただいまから平成26年第4回阿久根市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎ **会議録署名議員の指名**

議長（濱之上大成議員）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則の規定により、14番山田勝議員、1番出口徹裕議員を指名いたします。

◎ **会期の決定**

議長（濱之上大成議員）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、10月28日開催の議会運営委員会において決定されたとおり、本日から12月9日までの15日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月9日までの15日間と決定いたしました。

なお、本日の日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおり作成いたしましたので御了承願います。

◎ **諸般の報告**

議長（濱之上大成議員）

日程第3、この際、諸般の報告を行います。

議会閉会中の議長会等報告につきましては、報告書をお手元に配付してありますので御了承願います。

関係書類は、事務局に保管してありますので念のため申し上げます。

次に、市長の市政報告を求めます。

西平市長

登壇

おはようございます。平成26年度第4回定例会にあたりまして、一言まずは御挨拶申し上げます。途中、臨時議会がございましたけれども、つい先日第3回定例会並びに決算特別委員会が終了したばかりという感じがございますが、議員の皆様方におかれましては、年末の何分お忙しい中でございますけれども、15日間御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

また先般、11月10日に行われました肥薩4市議会の研修会のほうに私のほうもお招きいただきまして参加をさせていただきました。議会の皆様方が大変まとまりがあって、そしてまた阿久根のことを思い一生懸命活動されている。そういう姿を感じまして、ほかの市にも勝るとも劣らないすばらしい状況でないかという

ふうに改めて感じたところであり
ます。

今後とも各議員の皆様方におかれ
ましても、いろいろな地域で御活躍
いただきますことを改めて御祈念申
上げたいと思っております。

では、平成26年度の第3、4半期の
市政の主な事項等について御報告を
申し上げます。

市政の主な事項として67件、市長
の主な行事として24件、お手元に配
付しました報告書記載のとおり御報
告いたします。よろしくお願いいた
します。

降壇

議長（濱之上大成議員）

市長の市政報告は、終わりました。

◎ 認定第1号、2号、3号、4号、5
号、6号、7号上程（認定）

議長（濱之上大成議員）

日程第4、認定第1号から日程第10
認定第7号までの7件を会議規則第
135条の規定により一括議題といた
します。

本7件に対する決算特別委員長の
報告を求めます。

決算特別委員長（仮屋園一徳） 登壇

おはようございます。平成25年度
の決算審査について御報告いたしま
す。去る9月24日の本会議におい
て、当決算特別委員会に閉会中の継
続審査として付託されました案件

は、認定第1号、平成25年度阿久根
市歳入歳出決算認定について（一般
会計）、認定第2号、国民健康保険
特別会計、認定第3号、簡易水道特
別会計、認定第4号、交通災害共済
特別会計、認定第5号、介護保険特
別会計、認定第6号、後期高齢者医
療特別会計、認定第7号、阿久根市
水道事業会計の決算認定について、
以上7件であります。

第1回委員会を9月24日本会議終了
後直ちに開会し、正副議長の選任と
現地調査を含めた審査日程を9月30
日から10月3日までの4日間と定め、
14名の全委員出席のもと審査を行
いました。

審査日程にあたりましては、歳入
歳出決算書のほか提出された全書
類、また所管課長等による事項別明
細書、決算に関する説明書、加えて
新規事業や改良を加えた点、事業の
執行による行政効果等についての説
明を受けたあと、各委員の質疑によ
り審査を行いました。

審査4日目は、現地調査2カ所を調
査したあと、総括として市長、副市
長、商工観光課長、農政課長、農業
委員会事務局長などの出席を求め審
査を行いました。

審査の結果、認定第1号、平成25
年度決算認定一般会計については、
1名の委員から反対討論があり採決

の結果、賛成多数により認定すべきものと決まりました。

認定第2号、国民健康保険特別会計につきましても1名の委員から反対討論があり採決の結果、賛成多数により認定すべきものと決しました。

認定3号から認定第7号までの5件につきましても、全委員の一致をもって認定すべきものと決しました。以下、認定番号順に審査の報告を行います。本委員会は、議長及び議会選出の監査委員を除く14名の全議員が、決算特別委員として審査に入り多くの質疑、意見、要望等の議論がありましたが、報告につきましても、割愛させていただいた部分もあるかと思いますが、御理解をいただきたいと思っております。

まず認定第1号、平成25年度決算認定の一般会計から御報告いたします。

初めに、議会事務局所管事項について、委員から、「1款1項1目議会費の委託料、会議録反訳製本業務の委託内容について、何冊か、単価は」の問いに、「1分当たり370円の3,546分の実績であり、製本は50部である」とのことであった。

監査事務局、選挙管理委員会事務局、会計課所管の事項については、委員からの質疑はありませんでし

た。

次に、総務課所管の事項について、2款1項3目について、広報用放送施設事業について、委員から、「25年度、4地区実施しているが、未実施地区は何集落か」の問いに、「26年度、5カ所計画しているので、残りは実質1カ所である」とのことでありました。

消防係については、質疑はありませんでした。

商工観光課所管の事項について、委員より、「7款商工費、2項商工振興費、13節委託料の特産品開発業務委託事業は741万1,435円であり、委託先が、あくね旬の店いきいき館とあるが、ほかの委託先は」の問いに、「いきいき館1カ所である」。同じく、「当事業は雇用拡大とあるが、雇用の成果は」の問いに、「4名雇用し、うち3名が新規雇用」とのことであった。また、「特産品開発の成果品について、成果の内容、また新商品は、今後どのように活かされていくのか」の問いに、「地元の農産物を使った黒砂糖、梅干、そば等であり、今後は、できた商品をもとに事業拡大してもらうことが阿久根市の産業振興につながっていくと考えている」との回答であった。

次に、「7款1項3目観光費の補助金の補助率」の問いに、「阿久根は

な・HANA・華祭りは、事業費の2分の1、みどこい祭りは、100%補助」とのことであった。

次に、「7款1項2目商工振興費委託料、阿久根まちの駅開設事業と3目観光費補助金、阿久根市観光連盟阿久根まちの駅について、委託内容、補助内容についての説明と今後まちの駅へ補助を続けていくのか」との問いに、「観光連盟は会費を集めているが、事務局職員の人件費は、緊急雇用事業を利用し商工振興費の委託料で支払っている。また観光費の補助についても事務局の人件費ということで支払っている。今後も色々な事業を委託し補助を行って行く中で自立していただければと考えている」との答弁であった。

企画調整課所管の事項については、2款1項8目乗合タクシー事業について、田代地区の調査結果についての質疑があり、回答として、「路線バスは残しつつ、乗合タクシーを有効利用できないかとの意見が多く寄せられたことから、今後どのような形態が利便性向上できるのか研究中である」とのことであった。

また委員より、移住定住促進事業について、移住された人数、効果についての質疑があり、「当事業を活用し市内に転入された方が31名であったことから、一定の成果があっ

た」との回答でした。

そのほか、若い世代に移住していただけるようホームページ等つくっていただきたいとの要望や、阿久根大使について広報紙1回の紹介ではなく、ホームページ等での紹介がほしいとの意見がありました。

生きがい対策課、健康増進課、市民環境課所管の事項について質疑はありませんでした。

農政課所管の事項について、「6款1項3目鳥獣被害対策実践事業について、非常に効果の高い事業であり、もっと積極的に進めてほしいと思うが」との問いに、「本事業は、原材料は、全額、国庫補助事業であるが、設置については地元でしなければならないことから、地元との十分な協議が必要であり、エリアをどの範囲にするか大変難しい。また、設置した近隣周辺では、今まで以上にシカ、イノシシが多く発生するようになったとの声もあることから、そのような問題がクリアできれば大変いい事業だと理解しており、できるだけ広げていきたい」との回答であった。

農業委員会事務局所管の事項について、委員より、「6款1項12目の農地利用対策事業について、耕作放棄地を集積しての有効利用化、また国の集積事業推進については」との問い

に、「耕作放棄地、遊休地などを担い手の方に農地を斡旋していく事業である。国のほうで農政とも関連するが、人・農地プラン、地域における将来のビジョンをつくる事業、農地中間管理事業もスタートしている。将来の担い手に耕作をしていただくため、農地の集約、斡旋を行う。農業委員会、農政課が連携を図り事業を推進していく」とのことであった。

次に、水産林務課所管の事項について、毎年イセエビ祭りが行われているが、イセエビの捕獲量が少ないとの話を聞くが、どうか」との問いに、「市場の水揚げ状況は、1人当たり2、3キロと例年よりずいぶん少ないと感じている」とのことだった。

委員より、「大分県でいかしばにイセエビの稚魚が見ついたとの報道がされたが確認しているか」との問いに、「確認している。投入した杉の葉にイセエビの幼虫がついているとのことで、今後方法等について検討したい」との回答に、委員より、「早く実施してほしい」との要望であった。

委員より、「6款3項2目磯焼対策事業のウニ駆除のウニ殻は、どのように処理しているのか」との問いに「ウニ業者が移植に活用している

が、ほとんどは山に埋設している」との回答であり、委員より、「ウニ殻を溶いてミカン栽培に利用し成功していると聞くが、譲ってもらえないのか」との問いに、「今までも申し出があったら譲っていた。今後も提供したい」との回答であった。

次に、委員より「体験型農林漁業発掘事業推進事業のNPO法人ビゴップへの委託事業について、3回に分けて支払いをしているが、一部の返納金がされていないとの説明だが、普通は最後精査して支払いとなるが、事前に支払われた理由は」との問いに、「緊急雇用事業で賃金が主であることから、先に賃金を支払う必要があった。事業終了後、精査したら不用額が生じたとの説明」。委員から「2回目支払いのころから人件費支払いに問題があったのでは」との問いに、「事業の推進、毎月の打ち合わせなど、事業自体はきちんとなされていた」。委員から「契約時、保証会社はなかったのか」との問いに、「保証会社はなかった」。別の委員から「関連して300数十万円は、人件費に不備、その上、目的が達成されなかった分の額か」との問いに、「領収証はあったが、何に支払ったのか確認できない。また、人件費についても不適切な支払いがなされていた部分を差し引いた」とのこ

とであった。委員より「本事業は、継続した取り組みが必要であるが、事後処理は、きちんとできているのか」の問いに、「委託を視野に予算化はしたが、委託せずに当課で推進している」とのことであった。

次に、税務課所管の事項について、委員より、「差し押さえ物品の購入について、公告に支出金があるのか」の問いに、「県の公告、市のホームページ等利用のため有料ではない」との回答であった。

次に、都市建設課所管の事項について、委員より、「8款5項3目公園費の公園施設長寿命化策定業務委託について、成果品は、随時更新できるようなソフトを使ったものか。また、施設が壊れて補修等が必要になった場合、随時更新されると思うが、作業は発注するのか」の問いに、「エクセル形式の一覧表で更新については、職員の担当者で行う予定である」とのことであった。

委員より、「歳入12款1項6目住宅使用料の駐車場代の滞納について、どの住宅で、徴収方法は」の問いに、「3カ所の団地で徴収は、督促状の送付、通告書の発送、保証人を召致しての指導、夜間徴収などを行った」との回答があった。

次に、学校給食センター所管の事項について、委員から、「県学校給

食会と米飯の炊飯業者との契約書はないのか。また、県学校給食会を通じることで給食事業推進にどんなメリットがあるのか」の問いに、「契約書は、給食センターでは保管していない。県の学校給食会を通じてのメリットは、安定的な供給、安全な食材の納入があるとの考えがある」との回答であった。

次に、生涯学習課所管の事項について、委員より、「10款6項1目の保健体育総務費、スポーツ振興推進員14名の報酬について、執行残があるが支払い方法は」の問いに、「1回出席につき4,700円支払っている」とのことであった。委員より「スポーツ推進員は、仕事を持ちながら大変な状況の中でやっていただいているので予算計上に配慮してほしい」との要望がありました。

委員より、「10款5項1目の阿久根市誌について、今度、追録をされたが、以前購入した分の差し込みは幾らか。また、新規購入は幾らか」の問いに、「新しく購入される方は、2,000円で販売、差し込みについては、要望があれば配付する計画で2,000部印刷した」との回答であった。

また委員より、広報による周知についての要望がありました。

委員より、「10款5項1目自主文化

事業の入場者は、当初見込みの半数程度だが、委託料は幾らか」の問いに、「桂竹丸落語会が69万2,664円、鹿児島県子ども芸術祭典、今から家出に行ってきますが、29万8,000円」とのことであった。

委員より、「10款6項2目の備品購入費でランニングマシンを購入しているが、利用者数を教えてほしい」との問いに、「一般の方が3,045名。中・高生501名が施設を利用している」との回答でありました。

委員より、「郷土が誇る偉人たちという副読本を作成したとあるが、4人の人物は、誰が決めたのか」の問いに、「編纂委員会を設定し選定した」との回答。

また委員から、「河南源兵衛とか石沢柏州なども検討したら」との意見がありました。

委員から、「10款5項4目青年の家管理費について、使用状況と警備業務について」の問いに、「年間1,027名の利用者で、うちスポーツ少年団、少年団体が575名である。警備業務については、60歳以上の方を4万円で雇っている。利用者がない月でも草取りなどの環境整備をお願いしている」。

委員より、「青年の家は、老朽化し修繕費もかかるが必要なのか。今

後の考え方は」の問いに、「築40年近くになるが今後も有効に活用されるよう手立てを検討しながら進めたい」とのことであった。

次に、教育総務課、学校教育課所管の事項について、委員から、「10款2項2目教育振興費の補助金で、山村留学実施事業が2事業あるが違いは何か」の問いに、「一つは、運営事業補助金で普及啓もうのためのポスターを作成している。もう一つは、里親制度に対する一人3万円、2人分の補助金である」とのことであった。

委員より、「学校施設全般について、ここ数年、臨時交付金等を活用し施設整備が進められてきたが、平成25年度で学校整備は終わったのか。今後も計画があるのか」の問いに、「平成22年度から24年度まで耐震診断を行いI s 値7未満について診断補強大規模改修を行ってきましたが、まだ耐震診断でIs7以上の校舎等で老朽化している施設があるので、今後も年次的な改修が必要ということで、現在、検討している」との回答であった。

委員より、「10款2項小学校費、立木伐採業務除草作業の委託料と3項の中学校の委託費の違いは何か」の問いに、「学校用務員、P T A等でできない部分について業者に委託

しており、要望に応じて実施した」との回答であった。

委員より、「10款1項2目のスクールガードリーダーの活動を教えてほしい」との問いに、「立哨指導のほかに、各学校で不審者などの情報提供もしていただいている」。

委員より、「活動実績については把握しているのか。また、スクールリーダーの研修会を行っているのか」との問いに、「実績報告書をいただいている。研修については、地区研修会等に交替で出席している」とのことであった。

委員より、「10款1項4目の教育指導費の外国語指導助手について、昨年、指導者をふやすべきではという提案をしたが、小学校などさらに訪問回数がふやしているが、検討されなかったのか」との問いに、「ALTの訪問回数はふえている。人をふやすことも検討したが、適切な方を見つけることができない状況である」との回答であった。

次に、水道課所管の事項について、委員より、「4款3項1目上水道費について、不用額が多いが」との問いに、「24年度繰り入れた差額の予算のほぼ全額を25年度に繰り越したが、2,713万2,000円の実績であったことから多額の残となった」との回答であった。

委員から、「3,794万円という多額の不用額であるが、補正で減額するといったような予算措置はできなかったのか」との問いに、「簡易水道は最後まで国の補正が予測され、経営上も赤字決算で終わるわけにはいかないことから、繰入金については、最後まで減額せずに確保しておく必要があったことが執行残の原因である」との説明であった。

次に、財政課所管の事項につきまして、委員より、「不要な市有地や欲しいと言う人がいれば売ることか」との問いに、「申し入れがあれば目的が公共用地を譲渡するに値する内容か確認し、条件を整えば売却も検討する」との答弁。

委員から、「要らない市有地を売る努力はしないのか」との問いに、「当該土地の分析をした上で、可能な限り情報の提供を呼びかけていく」との答弁であった。

以上で認定第1号の報告を終わり、次に、認定第2号、国民健康保険特別会計について、委員から、「施設勘定の歳入6款1項1目、国民健康保険診療所繰入金に関し、基金残高はあと何年か。また、受診者が少ない状況であるが、今後ふやせる見込みがあるのか」との問いに、「26年度で使い切り、26年度は、繰入金含みの予算編成となった。また、受

診者については、空いた時間を利用し地域に出向き、健康相談、投薬の確認などしながらPRすることで、ある程度の利用者数の増加は見込めると思うが、繰入金が必要でない人数にはならないかもしれないが、診療所をなくしてしまうと高齢者の方々が多量の中、緊急時や日常不便であるので、今後も診療所に来ていただけるように周知していきたい」との答弁であった。

ほかの委員から、「大川地区の医療の確保は、違った形で考えたほうがいいのでは」等の意見がありました。

次に、認定第3号、簡易水道特別会計、認定第4号、交通災害特別会計への質疑はありませんでした。

次に、認定第5号、介護保険特別会計について、委員より、5款1項1目、委託料の高齢者運動機能向上業務についての問いに、「要支援になる率の高い人を判定し、その人たちに参加を促し、毎週1回13週連続で行い、スタッフは、健康運動指導士、看護師、栄養士などが加わる」との説明があった。

ほかの委員から、「講師は何名で、1回の謝金は幾らなのか」の問いに、「5名の4,000円と5,000円である」。

委員から、「大事な事業なので、

お年寄りが楽しんで出かけるような教室へ」との要望があった。

委員から、「地域包括支援センターの目的は」の問いに、「高齢化が進み医療介護に対する予算がふえ続ける中、介護予防、要支援1・2の方々のケアプラン作成や、なるべく要介護に移行しないような施策を行う」との答弁であった。

委員より、「5款2項1目、介護予防ケアマネジメント事業の社会福祉士、看護師の採用はできたのか」の問いに、「採用できた」との回答であった。

委員より、「2款1項5目、施設介護サービス給付費の増額理由について」の問いに、「市外の施設へ住所地特例で利用される方の増加が要因と思う。また、市外から市内の施設を利用されている方もいらっしゃる」との答弁であった。

認定第6号、後期高齢者医療特別会計及び認定第7号、水道事業会計につきましても、質疑はありませんでした。

ここで委員会討議につきまして報告します。

委員から、「乗合タクシー、グループタクシーについて、なかなか市民に周知されておらず、事業が対象者になかなか周知徹底していない。対象地区は、拡大したが利用拡大に

つながっておらず、事業費が減少傾向にある。利用方法等の周知が市報に載せただけでは、なかなか周知徹底されない」などの意見があった。

次に、総括について、市長に出席を求め質疑を行いました。

委員より、「2款1項8目企画費、13節委託料、にぎわい交流ステーション設計業務及び2款1項8目企画費、15節工事請負費、にぎわい交流ステーション施設整備について、増額変更を繰り返し計画どおり事業が進まなかったと思うが、今竣工後、5カ月が経つが、成果について当初の計画のとおりできたのか。反省点があったとの考えか」の問いに、「事業費の増額は、想定されないシロアリ被害の発生が主なものであり、当初、予定になかった部分が、国土交通省と協議をする中で事業面積の拡大が可能になったことが要因である。また、従前よりも多くの来場者が訪れ、そして各種イベントの実施による有効活用や新たに対外的な情報発信がなされたことは、整備の効果があったと考えている」との答弁があり、委員から、「現在の来客数が、予測した期待どおりの数と思っているのか」の問いに、「交流人口の増が目的であり、当然ふえてもらわないと困るが、年間来客数を試算することは難しかった状況であ

る」。

委員から、「今期6月の利用状況は減となっているが、それについてどう思うか」の問いに、「相対的には、若干ふえていると感じている。おれんじ鉄道沿線地域は人口減少が続く中、今後も利用客が右肩下がりが予想される。若干ふえていることは、効果があったと考えている」との答弁であった。

委員より、「当初、店舗も計画されているが、いまだできていない。計画に問題があったのでは」の問いに、「おれんじ鉄道に委託決定が昨年12月で、委託先としては、全国的にも類がない状況での計画で一部に履行されていない部分もあるが、そんな中、新鮮な取り組み、新しい駅が目玉になるイベント、食のまちを売りだし、そして、地元の素材を使ってほしいとお願いしている」とのことであった。

委員より、「駅舎開設時、駐車場は、不備ではなかったのか。また、港の駐車場にも問題ありでは」の問いに、「収容台数が十分でないのは確かで、港の駐車場は県管理であり、駅舎改修には、県の補助金が投入されており、利用に対し県が後ろ向きとは考えておらず、今後は、利用者の形態を検証しながら、段階を経て整備を行うことが実効性のある

進め方と考えている」との回答であった。

委員より、「現駐車場の使用方法について、また、施設に対し駐車場などの周辺環境の未整備ではどの指摘に対し、今後どのような課題が出てくるのか。それを一つ一つ課題として捉えながら解決していくことが重要と考える」との答弁であった。

次に、委員より、「7款1項2目の特産品開発業務委託事業について、委託先が、あくね旬の店いきいき館で阿久根の特産品として黒砂糖の製造に取り組むことは大変いいことだと思っており、協本の黒砂糖づくりは昔から有名で、これからも規模拡大してほしいと思っているが、本事業で現在7反作付けされ、市として委託しているが、今後、作付面積をふやしていく考えか伺いたい」との問いに、「阿久根市においても遊休地をどのように解消していくか大きな問題となっている。農家の方々のやる気、また、所得につながる施策などを考え、地域の方々が望むものであれば行政としても全面的に支えていく必要がある」との答弁であり、その後、「さとうきび製造が特産品として拡大していけば、遊休農地の改修、解消、ひいては農家の所得向上へ、また、現在ある製造工場等と連携し阿久根の特産品とするた

めには、いろいろな人たちの力が結集されなければならない」などの議論が交わされました。

以上で報告を終わりますが、審査内容の詳細につきましては、議会事務局に記録を保管してありますので、必要な方は閲覧ください。各委員から出された課題や要望が、今後の市政推進につながることを願い、報告を終わります。 降壇

議長（濱之上大成議員）

決算特別委員長の報告は、終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これによって質疑を終結いたします。

これより、本7件について討論に入ります。

認定第1号及び認定第2号について討論の通告がありますので、発言を許します。

竹原恵美議員

登壇

平成25年度一般会計決算認定と平成25年度国民健康保険特別会計に対して反対の討論をいたします。

まず、一般会計決算認定について、四つの問題点を指摘いたします。一つ、にぎわい交流館阿久根駅についての事業です。阿久根市は、築60年を経過した駅を取得し、約2

億1,000万円をかけて改修しました。当初、1億円の工事として、約1億円の工事として議会を通過させ、その後の要望の追加、設計変更、着工前、調査不足により追加工事、これらのことから工期延長による工事費の増額など工事費の増額を繰り返しました。駅運営の事業計画も提示されましたが、いまだ計画どおりの運営をしておりません。駐車場については、設計時に多くの指摘を議会からも受けていながら適切な対応をせず、次年度からは、月額約10万円の交通誘導員を配置することとなりました。

阿久根駅舎の運営状況を見ると、5月からオープンしていますが、駅の利用者に特段の変化は見られません。約2億円以上の施設を阿久根市は建設し、維持管理費を毎年、約1,100万円、次年度からは追加して駐車場の誘導に年120万円を負担することを決めましたが、その金額に値する効果は見られません。これらの事業は、当初の目的値の設定が現実可能の構想ではなく事業を進めたことが原因です。

二点目、市民交流センター設計業務についてです。将来の人口減少のデータを検討委員会で提示せずに審議が進んだことを確認しています。現在、建設費は、約25億円との見込

みです。検討委員会で人口予測データを提示せずに計画も進めています。将来の財政負担を考えてもこの計画は認められません。

3番目、体験型農林漁業林業推進事業についてです。この事業は、交流人口の増加、地域の活性化のために漁民、農民、民泊の受け入れ体制を充実しようとするものですが、委託業者へ約400万円の過払いを行い現在に至っても返還されていません。事業途中には、県からの監査指示が途中あったにもかかわらず、きちんとした確認をせず支払いを続けた結果です。現在、受託者は、債務整理を初めています。担当課を確認しても西平市長からの回収指示や方針は出されていません。回収不能は見込まれますが、このことについて西平市長からの説明も市民、議会に対してまだなされておりません。

4番目、特産品開発事業を委託、741万2,000円についてです。この事業は、特産品にかかわる新規事業を推進するために人件費、資材、諸経費が補助される補助事業です。当時の担当者に確認しますと、企業の選定の公募をせず、以前より一議員から打診があったという一つの企業に受託先を決めて事業を進めています。このような事業は、機会を公平に保って運営すべきです。

以上4点において不適切な事業執行が行われたと判断し、一般会計決算認定に反対いたします。

次に、国民健康保険の認定について反対いたします。大川診療所の運営に対しては、約年間3,700万円を必要とします。基金も底をつき平成26年度から補助金と一般会計で大川診療所を支えています。これらのことは、平成25年度からわかっていました。しかし、その25年度内にも中長期的な計画の提示がないまま継続ありきで現在までできています。一日当たりの利用者は約7人。広報をかけても利用者がふえない理由を、利用者が再び病院が閉鎖されることを懸念しているために既に新しい病院にかかりつけを持ったため戻ってこれないと説明がありました。平成25年度中でさえ中長期的な計画を提示を行わなかったことが、住民の安心にもつながらなかつたということです。年間の歳出は、約3,600万円と3割自治の阿久根市において、市民全体に係る負担は多大です。明確な中長期的計画、数値目標を持って運営しなければ後手に回り、市民に不適切な負担をかけることとなります。数々指摘がありながら平成25年度中に適切な対処がなく現在に至っており、この事業は不適切であると判断し、決算認定に反対いたします。

す。 降壇
議長（濱之上大成議員）

以上で通告による討論は終了しました。

これにて、討論を終結します。

これより、認定第1号、平成25年度阿久根市歳入歳出決算認定について、一般会計を採決します。

本件に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。

よって、本件は認定することに決しました。

これより、認定第2号、平成25年度阿久根市歳入歳出決算認定について、国民健康保険特別会計を採決します。

本件に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。

よって、本件は認定することに決しました。

これより、認定第3号、平成25年度阿久根市歳入歳出決算認定について、簡易水道特別会計を採決します。

本件に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本件は、認定することに決しました。

これより、認定第4号、平成25年度阿久根市歳入歳出決算認定について、交通災害共済特別会計を採決します。

本件に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本件は、認定することに決しました。

これより、認定第5号、平成25年度阿久根市歳入歳出決算認定について、介護保険特別会計を採決します。

本件に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

委員長の報告とおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

これより、認定第6号、平成25年度阿久根市歳入歳出決算認定について、後期高齢者医療特別会計を採決します。

本件に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。

よって、本件は、認定することに決しました。

これより、認定第7号、平成25年度阿久根市水道事業会計の決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本件は、認定することに決しました。

◎ 報告第8号上程（承認）

議長（濱之上大成議員）

日程第11、報告第8号を議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

西平市長

登壇

報告第8号は、専決処分の承認についてであります。衆議院議員選挙等の執行に係る、平成26年度阿久根

市一般会計補正予算（第4号）を地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年11月21日に専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。2ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,208万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億2,073万6,000円にしたものであります。

4ページになりますが、歳入歳出予算の補正額につきましては、第1表に示すとおり、歳出予算においては第2款総務費1,208万1,000円を増額し、3ページに戻りますが、歳入予算においては、第14款県支出金1,208万1,000円を増額したものであります。

以上、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。 降壇

議長（濱之上大成議員）

提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

ただいま議題となっております報告第8号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、報告第8号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより報告第8号、専決処分の承認についてを採決します。

本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

◎ 議案第49号上程（原案可決）

議長（濱之上大成議員）

日程第12、議案第49号を議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

西平市長

登壇

議案第49号は、鹿児島縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更についてであります。平成27年4月1日付けで鹿児島縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から

肝属東部衛生処理組合が解散を理由に脱退するほか、常勤の職員の退職手当の支給に関する事務に係る組合市町村に枕崎市及び西之表市が加入することとなったことから、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。 降壇

議長（濱之上大成議員）

市長の提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第49号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案第49号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより、認定第49号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

この際暫時休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時01分

議長（濱之上大成議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続いたします。

◎ 議案第50号上程（総務文教委員会付託）

議長（濱之上大成議員）

日程第13、議案第50号を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

西平市長

登壇

議案第50号は、一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。人事院及び鹿児島県人事委員会の勧告に準じ一般職に属する職員の給与を改定するため条例の一部を改

正するものであります。

以上、御審議くださいますようお願い申し上げます。 降壇

議長（濱之上大成議員）

提案理由の説明は終わりました。

これより、補足説明を願います。

内園総務課長

議案第50号、一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足して御説明申し上げます。今回の条例改正は、人事院及び鹿児島県人事委員会の勧告に準じ一般職の職員の月例給及び期末勤勉手当、いわゆるボーナスを7年ぶりに引き上げようとするものであります。ことしの勧告の主な内容は、若年層に重点を置きながら給料表の水準を平均0.3%引き上げ、本年4月にさかのぼり適用するとともに一般職の職員の勤勉手当を年間0.15月分増額するものであります。

また、勧告では平成27年度以降の給与制度の総合的な見直しについても触れられておりますが、今回は、平成26年度の改正分とそれに伴う27年度以降の勤勉手当率の改正について提案をするものでございます。

それでは、主な改正内容について議案書4ページの第1条から御説明申し上げます。第11条の5、第1項の改正は、人事評価の評価期間を基準日

以前6カ月以内の期間から規則で定める期間に改めようとするものであり、これは現在、本市では、1月から6月までと7月から12月までの2回に分けて行っている人事評価を、国家公務員の運用に準じて4月から9月までと10月から翌年3月までの期間へ変更して実施するため規則で定めようとするものであります。

同条第2項中、100分の67.5を100分の82.5に改めるのは、人事院勧告に準じて本年12月期の勤勉手当を0.15月分引き上げて支給しようとするものであり、これにより年間のボーナス支給月数は、現行、3.95月分から4.1月分となります。

次に、附則第11項中100分の1.0125を100分の1.2375に改めるのは、給与表6級で55歳以上の管理職の職員の給料について、現在、100分の1.5の減額措置が取られているところでございますが、今回の勤勉手当率のアップに伴い、この給料減額措置分を反映させるために勤勉手当の減額率を増加させるものであります。

また、別表第1の一般行政職給料表及び別表第2の医療給料表を26年4月1日に遡及して改正しようとするものであります。このうち一般行政職給料表の改正では、若年層に重点を置き、平均で0.3%引き上げるも

ので、初級高卒の初任給を現行の14万100円から14万2,100円に2,000円引き上げ、一方、3級以上の高位号給にあっては、これを引き上げることなく据え置くものであります。

次に、議案書12ページの第2条については、27年度以降の勤勉手当の支給率を本年度の引き上げ分を6月期と12月期に均等に配分して支給するため、100分の75に改めるものであり、附則第11項中の改正は、先ほど説明いたしました給料表6級で55歳以上の管理職について現在行われている給料減額措置を反映させるために率の変更を行うものであります。

なお、附則について第1条では、本条例を交付の日から施行することとし、本文第2条の規定は、平成27年度から適用することとするものです。

同条第2項では、給料表を平成26年4月にさかのぼって適用すること等を規定いたしました。附則第2条では、異動等により給料額の調整が健康上必要な場合に調整ができる旨定めたもので、同条第3条では、条例の改正前に支払われた給与については、改正後の条例により支払われる給与の内払いとみなすことを規定いたしました。附則第4条では、その他必要な事項については、規則で

定めることといたしたものです。

以上で補足説明を終わりますが、どうぞよろしく御審議願います。

議長（濱之上大成議員）

補足説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

出口徹裕議員

今回、人事院勧告のということではあるんですが、ボーナスが上がるということ、市長としてですね、阿久根市の所得も上がっていくことも非常に大事だと思うんですが、現在のところ所得は、所得ですね、景気は上向き傾向にあるとお考えなのか。

西平市長

現在の景気の状態ということの御質問でありますので、私の主観として述べさせていただきたいと思いますが、2年前に自民党政権に変わりましたから、アベノミクスということで新聞等でも取りざたされております。しかしながら、まだまだ、この影響というものは、ある一部のやはり層にしかいていないのではないかというのは私も感じるところで、実際的にこの地方まで波及しているかということに関して言うと、そこはどうなのかと思うところもございませう。

また、先日発表されましたGDPの伸び率についても下方修正という

ことがありましたことから、現状において景気というものが、今一番岐路に立っているそういう状況ではないかというのを感じるところであります。以上です。

出口徹裕議員

はっきり言うと、よく何ですかね、将来が見えていないというところではあるかと思うんですが、その中でこの議案というのを市長として、どのように思われるか。お答えください。

西平市長

先ほども総務課長の補足説明の中にもありましたとおり、平成26年度の当初にさかのぼって今回行われるということでございます。平成26年度当初の段階での景気判断ということを恐らく基準にしているのではないのかなと思うところから、当時は伸び率がまだ高いということもあって、こういうことになっているのではないかと私の推測でありますけれども、そのように考えております。

議長（濱之上大成議員）

ほかに質疑はありませんか。

竹原恵美議員

市長は、以前に、当初に年間の市債は、16億円以下っていうふうにされて、まず阿久根の中の、

議長（濱之上大成議員）

すみません。聞いている人がいま

すので、まずマイクをそばに置いて言ってください。

竹原恵美議員

官民格差を言われて当選された市長なんですけれども、今回、人事院になぞらえる理由を教えてください。官民格差を補正しようと思うと阿久根市独自で行っていかなければできないことなんですけれども、独自をきかさない。今回、なぞらえるという意味を教えてください。

そして、もう一つ、その市長になられたときに市債は、10億円を超えないようにというふう発言されていましたが、今回は、12億6,870万円ということがわかっています。阿久根市のやり繰りの中を考えたときに、こういう結果を導いている。そして、市報には、この5年間のうちに8億3,000万円ほど市債を減らしたとおっしゃいますけれども、市民からして市民感情からして例えば使いみちが阿久根駅そういうふうに使われて、そして、これからの負担も考えていかなければならない阿久根市民が、今回の人事院勧告に全くなぞらえるということに理解ができるとお考えでしょうか。やり繰りの中で計画どおりにはいっていない。市債を10億と言っていたものが12億6,000万を超える12億6,870万を超える状況をつくっている。

人件費削減で事業を行っていくという当初おっしゃっていたにもかかわらず、10億を超える結果を出している。そして、全くその独自性を出さずに人事院勧告になぞらえる。その意味を教えてください。

西平市長

給与の人件費の抑制ということは、確かに私もマニフェストに掲げた状況であります。そういったことからかんがみまして当然組合とも交渉しながら独自の給与カットというものは、現在も継続しているという状況であります。また、これまでも私、議会の中でも申し上げてきましたが、給与にかかわる分については人事院勧告というものは、やはり無視できないものであるということは一貫して言ってきました。これまではどちらかという減額のほうが多いという中で、今回、増額ということになっております。そういったこともかんがみまして、私としては、人事院勧告というものは、当然ながら判断する基準の一つであるというふうに思っておりますので、国あるいは県に沿ってやはり準じる必要があるんじゃないかと判断をしたところでございます。

また、お示しの10億円以下の年間の市債額をキープするということは、やはり大事であるというふうに

思っておりますけれども、そういったことから考えましても今後もですね、計画的な財政運営というものは当然必要であると思っております。

これについては、財政課とも今後も協議しながら必要に応じて市債を発行しないといけないときも当然ございますけれども、計画にのっとってやっていくことが何よりも肝要であると思っております。以上です。

竹原恵美議員

中身についてなんですけれども、若年層、今、募集をしてもなかなかかかってこないという現実からその若年層に対する対応というのはなされていると私は理解しますけれども、その期末勤勉手当が4.1カ月になるということは、確かに人事院勧告をその無視しないといっても中身にどう理解しているかですから、どのようにお考えでしょうか。それこそ来年度の状況を、さっきおっしゃいました、よく予測してこの状況をつくってあるということですのでけれども、このそれこそ阿久根に阿久根の状況、将来像に対してこれはその適切な期末勤勉手当の値だ、適正だ、阿久根に対して、全国であります、阿久根に対して適正だという値であると認識でなぞらえるんでしょうか。

西平市長

今回、人事院の勧告による月例給、ボーナスの引き上げというものは7年ぶりとうことで、私の知る範囲では伺っております。7年間当然なかったということから、かなり厳しい経済状況であったということは十分推察ができるところでございます。この間2年間の経済状況を見ながら、全国的な平均として恐らくこういった判断がなされたものであると思っております。あとはそれを阿久根市に通してどのように判断していくかということでございますが、これについては当然組合との交渉等もございますので、そのことについては、しっかりと阿久根市の状況に則したあり方というものを考えていかねばならないと感じておるところであります。以上です。

竹原恵美議員

今おっしゃいました阿久根市の状況に対して合わせて考えていかなければならないとおっしゃいますけれども、これから対処、対応するというふうに断言なさるという内容ですか、今もう既に、これを決めようとするところ、もう議案として何の疑問もなくそのまま出てきている内容に対してこれから考えなければならない。もう一回教えてください。どう対応を今なさるとい意味で今の

発言があったのか。

西平市長

今回の提出している議案につきましては、人事院勧告の従ってやるべきであるという判断を下したところであります。また今後、当然ながら給与に関する交渉というのは、年度末に控えます職員組合との団体交渉等々踏まえて決めていく必要があると、そのように感じております。以上です。

議長（濱之上大成議員）

ほかに質疑ありませんか。

山田勝議員

一般職に属する給与の一部を改正しようという議案でございますけれども、単純な私は質問しかできません、ビンタが悪いから。期末勤勉手当を4月1日にさかのぼって支給するという事になればですね、総額幾ら支給することになりますか、12月に。それと私はいつもですね、もう以前から思ってたんですけどね、12月は、今は給与の改定がある。そして、余り長くなかったですけどね、12月になったら何遍も給与をもらえる公務員はいいなと思っていた時代もありましたけれども、しかしながらこれほど公務員の人件費に対する厳しい目が向いている中でですね、やはりそれは、心して取り組んでいかなければならないというふう

に実は市長、私は思っています。ですから、私がかねては職員給与についてはですね、給与を削る、個人個人の給与を削るということではなくて、下げるということでなくて、人件費全体の給料を下げる。人件費全体の経費、人件費を下げるというそういう効率的な運営のやり方をやってほしいと思っているんですよ、そうしないと優秀な職員を、優秀な考え方でですね、積極的に取り組んでいかんことには、阿久根は消滅してしまう可能性がありますよね。だからそういう意味では、給料を下げるとか何かどうするということではなくて、やはり積極的に取り組むためには、必要な金はやらないかん。給料も上げないかん。そういうふうに実は思っています。ですから、その付近は十分理解できるんですけど、ただいつも市長に言っていますように職員給料をこうしていじめることは構わないんですけども、ただし市長の気持ちの中であくまでも、その時代その時代にあった機構の改革をする。そしてまた、全体的な人件費の削減は心がけている。これは民間の経営では当然のことだと思いますが、これについても私が言うように市長は理解しています、そういうふうに思っていらっしゃいますか。2点についてお尋ねします。

西平市長

今回の期末勤勉手当の総額という御質問でございますが、こちらについては後ほど総務課長より答弁をさせます。それとまた、今後の人件費のあり方についての御質問でございますが、私自身もこの4年間取り組む中で、当然ながら全体的な人件費の抑制ということが必要であるというふうに思っていました。近年、そういった意味では、この何年間かかなり人数も削りながら、そしてまた人員数もほぼ維持をしながら現状の中にあると思っております。しかしながら今年度、いろいろと考える中で私自身もいろいろ考えるのは、やはり柔軟な動きをすることによっては、さまざまな機構改革も当然出てくるというところでございます。もちろん必要なものは、必要なものとして削っていくところがあると思っております。そういった意味では、総合窓口制度にしたのもその一環であると私は考えおります。

しかし、近年出てきておりますさまざまな災害等に対応するそういう部署も必要になってくるのではないかと思うところもございます。また、農業改革等についてもですね、時代に合わせて進めていく上では、いろんな考え方も必要でしょうし、もちろん、こういったことがすべて

できるかとは思いませんけれども、そういった意味で全体的に組織というものを常に見直しをしながらやっていくということが何よりも肝要ではないかと思っております。以上です。

内園総務課長

山田議員に補足して御説明申し上げます。先ほどの質疑は、期末勤勉手当が、どれくらいになるかということなんですが、私の手持ちの資料で影響額ということで御説明させていただきたいと思っておりますが、今回、人事院勧告の給与改定に伴う増額分ということで試算をしました。これは共済費を含めたところで約すべて全体的にいったときに1,832万円の増額となったところでございます。なお、このうち一般会計については、1,619万5,000円ということで特別会計を入れた全体額と共済を含めたところで御理解いただきたいと思っております。

山田勝議員

質問するほうもピンとこない状況であったのかなという気がするんですけどね。私は、期末勤勉手当、勤勉手当、ですから、ちゃんと優秀な仕事をしたという人に対して払うのがね、勤勉手当だと思いますよ。だから、そういうのを4月1日にさかのぼって払うとしたら全体で幾ら支払

うんですかという質問をしたわけですが、総務課長は、そういうふうを受け取って答弁されましたか。それが1点。それと期末勤勉手当についてはですね、個人的に例えば、この人は、すごくよく頑張った。よく頑張らなかったというふうに差があるのか、差がないのか、それもお尋ねしたいと思っております。それから人件費総額についてですね、市長、私は近ごろ、思っていますのはね、10年前は32億ぐらい人件費としてね、必要だったのが、今は22、3億ですんでいる。10億下がっている。これはね、大した努力だと思いますよ。今まで本当になんでこういう部分が気が付かなかったと議会がボヤっとしたなと思っています。だから、そういう部分についてね、私は、この件については、ぜひ市長、果敢な取り組みをね、して行ってほしいと思います。

内園総務課長

山田議員にお答えさせていただきます。まず、期末勤勉手当について総額幾らかということでのお尋ねだということなんですが、手持ちに、基本的な考え方として、私、現在持ち合わせている資料が影響額ということで、先ほども紹介させていただいたんですが、基本的な考え方としてのお尋ねもありましたので、人事

評価に基づいて、まずこれを期末の勤勉手当ということで期末手当と勤勉手当に分けて、勤勉手当のほうを人事評価等を反映させたものということで、現在、人事評価に基づく配分を行っている、全体的な予算の中でこの標準を設けておきまして、その標準についての原資というのが、それ以下のものについては当然評価が低くなるということで、当初から全額この勤勉手当の標準以下の部分での予算組みをしております。その分でそれを上回る成績の者には当然それに加算をするという予算の計上の仕方をしておりますが、残念ながら全額その予算の範囲内で支給しているということではなくて、予算を下回る範囲内での勤勉手当の支給をしているというのが、これまでの経緯でございます。そういった部分で今回先ほど言いました金額の内、期末勤勉手当での影響額というのは、全体的には1,273万2,000円ということになります。

決算の見込みとしましては、三役を除いた決算見込み額で2億6,750万9,000円ということで期末勤勉手当の支払い合計額を見込んでいます。以上です。

山田勝議員

言い方が悪いのかな総務課長。勤勉手当の評価する分についてはね、

最高でなくみんな下のほうでしましたよってという話ですよ。だから全員同じ査定ですかと私は聞いている。全員同じ査定ですか。その人その職員によって差がある人もおりましたか。おりませんかというのが一点ですね。それから4月1日にさかのぼって期末勤勉手当をね、今回の改正する数字にするとしたらですよ、するとしたら幾らふえることになるんですか。という話をしたいと思いますよ、12月に支払いをするときに幾らふえることになるんですか。それは持ち合わせておりませんと言えば怠慢ですよ。

西平市長

申しわけございません。質問のやりとりがかみ合わないこと大変申しわけなく思っております。先ほど総務課長からありましたように今回の人勸の影響額については、1,273万2,000円ということで、それだけの増ということになります。それと各職員の人事評価について全員同じ査定かということでもありますけれども、それは残念ながらその年の実施状況、そしてまた能力等々反映して当然一人ひとり異なる状況になっております。以上です。

議長（濱之上大成議員）

ほかに質疑がありませんか。

松元薫久議員

かぶってくる質問になるかと思うんですが、まず1点目にですね、この人事院勧告に従う義務というものが地方にあるのかっていうことを一つ聞きたいのと、先ほど市長の答弁の中にですね、組合との交渉の中で阿久根市の状況に合わせていくというような答弁があったんですけども、これはですね、人事院の勧告、国家公務員の給与を上げる上でですね、阿久根市において、今まで市長との一般質問でのやり取りもしましたけれども、阿久根市独自の調査はしないんですかということを書いてきたんですが、その部分が、組合との交渉で何かはっきりするデータを基になされるのかどうか。阿久根市独自の調査は必要ないのかどうかという部分を聞かせていただきたいんですけども。

あとですね、それを受けて総額で人件費を考えるとというふうに毎回言われるんですけども、その視点もちろんだ大事ですけども、阿久根市独自の調査がないために個人個人に付される給与、これが適正な額なのかどうかという部分が議論になるわけで、そしてまた、市民の中にも不満だったり、あとは誤解だったりですね、そういうものが生まれくる原因となります。そういう意味でもですね、ある程度そこら辺の不満や

誤解に対してははっきりとデータを示すためにもですね、阿久根市内での比較というものが必要になると思うんですけども、いかがお考えでしょうか。

西平市長

松元議員の質問にお答えいたします。まず、人事院勧告に従う義務があるのかどうかということですが、これについては法的なものというのは当然ございません。しかしながら国家公務員、また公務員というものが、労働基本権の制約というものがあ程度ありますので、そういったものを保証する上でもこの人事院勧告があり、それに従っていくということが当然ながらなされているところでございます。当然ながら、そういったことからすると従う義務があるかどうかというのは法的な根拠というのは特にないわけですけども、いろんなものかんがみである程度参考にしていく必要があるというふうに私は考えております。

それと、独自の調査はしないのかということですが、これまでも私も過去4年間、この議場の場で皆様方と御議論させていただく中でさまざまな調査方法を考えたところでございます。例えば税金の所得税の中からですね、算出したり、あるいは、それに準じるような形で調

べるということでもしてみましたがけれども、なかなかこの所得が幾らになるかということを示す判断材料がないというのが現状でありました。そういったことから、この調査というのは、相当厳しいのではないかとこのように思うところがございます。

それと、個人個人の給与の適正ということでもございますけれども、もちろんいろんな判断の仕方があって、これまでもこの議会の中でも議論をさせていただいたところがございます。その職員に支払われる給与、このことについて、やはりある一定の思いというものを持ちながら当然臨んでいかねばならない。そういうものであると思っております。一番やはり大事なことは、松元議員もおっしゃられたように市民の方々から御理解いただくためには、当然ながらその給与に見合った仕事をせねばならないということであると思っております。そういったことを趣旨として当然ながら職員には、理解して理解をさせていかねばならないことだと思っております。以上です。

松元薫久議員

それぞれお答えいただいてですね、1点目の準ずる義務、法的なものはないということで了解しました。阿久根市内での比較をする判断

となる材料がなくて調査が難しいということですが、本当にそうかなというふうには思います。最終的に私が思うのはですね、今回、その人事院の判断に則して準じてですね、増額ということになっていくかと思うんですが、やはりそのそれが阿久根市において市民の納得を得られるかどうかという部分が、また、いろいろと影響を持ってくるのかなと思うんですが、単純に増額という情報だけが回ってしまっているということになりかねないわけですね。そこら辺に対するその明確なデータはあったほうが、いろいろな誤解は生まなくていいんじゃないですかという話なんですけれども、お答えは結構ですので、以上で終わります。

議長（濱之上大成議員）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第50号は、会議規則の規定により所管の総務文教委員会に付託します。

◎ 議案第51号上程（総務文教委員会付託）

議長（濱之上大成議員）

日程第14、議案第51号を議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

西平市長

登壇

議案第51号は、阿久根市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。物品を借り入れる契約であって商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもの、及び経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約であって、複数年度にわたり契約を締結することが必要なものについて長期継続契約を締結することができることとするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。 降壇

議長（瀨之上大成議員）

提案理由の説明は終わりました。

これより補足説明を願います。

山下財政課長

議案第51号、阿久根市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について補足して御説明申し上げます。

地方自治法第234条の3では、債務負担行為の例外として長期継続契約を締結することができることとされ

ております。そして、これを受けた地方自治法施行令第167条の17では、翌年度以降にわたり物品を借入れまたは役務の提供を受ける契約で、その性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ事務の取り扱いに支障を及ぼすものについて、条例で長期継続契約を定めることができることとされております。これらの規定により本市においては、平成18年に条例を制定し運用を行ってきておりますが、現在の条例では、対象となる契約が事務用機器等や公用車の借入れ、市が管理する施設の保守等の契約に限定されております。そこで条例の規定を政令で定める基準に基づいて包括的な規定に改めようとするものであります。

第2条は、長期継続契約を締結することができる契約について規定するものであります。第1号では、事務用機器その他の物品を借り入れる契約であって商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるものとして規則で定めるものを、また第2号では、経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約であって複数年度にわたり契約を締結することが必要なものとして規則で定めるものをそれぞれ定めるものであります。

具体的には、この条例の要件を満

たす契約について規則で定めることとしておりますが、現在の契約に加え、例えば、AEDなどの医療機器の借り上げやマイクロバスの運行業務委託等に係る契約について対象にしたいと考えております。このほか条例においては、必要な規定の改正を行うこととしており、また規則では、施行期日を公布の日からとするほか、所要の経過措置を定めております。

以上で補足説明を終わりますが、よろしく願い申し上げます。

議長（濱之上大成議員）

補足説明は終わりました。これより質疑に入ります。

竹原恵美議員

長期とあるんですけれども、どこかで契約は、永遠続くわけではないだろうけれども、物によってなんでしょうとか、それとも、その今例えば、何年のものを今までその先にその契約を繰り返してきたわけですけども、年末になる前に契約を更新して、それを報告があったわけですが、そのどれだけ不都合があって、今回このようになったのか。そして、長期っていうふうに表現しますけれども、延々長くやることは恐らくできないと思いたいんですが、その相手をやはり変えていく。契約相手をその入札なりで変えていくとい

うことも公共にとっては必要なこと。そのとき、そのときに査定していかなければならないことが原則ですが、そこは保証された内容に運用していくというものでしょうか。

西平市長

竹原議員の御質問に対しましては財政課長より答弁させます。

山下財政課長

竹原議員にお答えいたします。初めに契約の期間についてのお話でございました。条例の3条の中に契約の期間を原則5年以内という規定がございます。永遠に続いていくということではなくて、5年以内を原則の期間として期間が経過する前に契約等の手続きを踏まえて以後の契約等に入っていく。こういう仕組みになっております。失礼いたしました。今回改正する理由についてのお尋ねでございました。現状で不都合があるのかということでもございましたが、現在の条例では、条例の中で対象が限定的でございました。その範囲を引き上げて事務処理の合理化、効率化をさらに進めていこうということで今回提案をさせていただいたということでもございます。以上でございます。

竹原恵美議員

5年以内なんですけれども、繰り返し、繰り返しというか、その一緒

にその入札の中に入っている方が、どちらをとっても安定しているという場合はいいかもしれない。ただ、初めてお付けをする方がこう入ってくる場合に、それを最初から5年間というのを前提に入札をしてしまうとリスクもこちらは抱えると思うのですが、そのリスクに対しては、どのように対処するお考えでしょうか。例えば、不具合があったときには途中で、それを控訴するというか、クレームをつけてどうする。または、この契約を延長をもう、延長というか5年以内のものを短期で打ち切ることをする。何かそのリスク回避というものは、長期にすることのリスク回避というのは考えてあるんでしょうか。

山下財政課長

契約期間内の事象に対する対応が可能かといった趣旨についてのお尋ねであったかと思えます。長期継続契約は定型的と申しますか、定例的な業務が前提になっております。そのような業務を複数年度にわたって行うことが、合理的であるものについて行うということでございますので、まずは契約の内容が長期の期間、契約することが適当であるかどうかという判断が必要になるかと思えます。その判断が適と判断されたものについては、長期継続契約を締

結するというところでございます。

それから万一、継続期間内に不都合が生じた場合にはどうするかということでございますが、これは契約の中に業務に従事することができない事情が生じた場合には、何らかの手当てをしていくという規定を設けていくことになろうかと思えます。以上でございます。

議長（濱之上大成議員）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第51号は、会議規則に規定により所管の総務文教委員会に付託します。

◎ 議案第52号上程（原案可決）

議長（濱之上大成議員）

日程第15、議案第52号を議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

西平市長

登壇

議案第52号は、阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことから、同政令の改正に準じ条例の一部を改正しようとするものでありま

す。

以上、御審議よろしくお願ひいたします。
降壇

議長（濱之上大成議員）

提案理由の説明は終わりました。

これより補足説明を願ひます。

上野消防参事

議案第52号、阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について補足して御説明申し上げます。

次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の公布により、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正され、その一部が本年12月1日から施行されることに伴い関係する条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、補足において引用しております児童扶養手当法の条項にずれが生じたことによるものでございます。

以上で補足説明を終わりますが、よろしくお願ひをいたします。

議長（濱之上大成議員）

補足説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第52号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案第52号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより、議案第52号、阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ **議案第53号上程（総務文教委員会付託）**

議長（濱之上大成議員）

日程第16、議案第53号を議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

西平市長

登壇

議案第53号は、阿久根市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市及び市から収集または運搬の委託を受けた者以外の者が、一般廃棄物を収集場所から収集し、または運搬することを禁止するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。 降壇

議長（濱之上大成議員）

提案理由の説明は終わりました。

これより、補足説明を願います。

馬見塚市民環境課長

それでは議案第53号、阿久根市廃棄物及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足して御説明を申し上げます。市では、廃掃法及びリサイクルに関する法律等に基づき阿久根市一般廃棄物収集運搬実施計画を策定し、その計画に基づきリサイクル事業を実施しているところでありますが、再資源化を目的に市民の皆様が出された紙類、空き缶等のリサイクル品を持ち去られる事案が多数報告されております。しかしながら、現在、この行為を制限する法律がなく、いったん出されたリサイクル品等の所有権についても明確にできず、また、その財産価値についても市場相場に価格が

変動し、価値を立証することができない場合もあります。そこで本条例を制定し、リサイクルステーションに本条例に基づき警告をする看板を掲げることで所有権が市にあることが明確となり、さらに再資源化を明記することで財産としての価値が生じることとなります。これによってリサイクル品等を持ち去る行為は、窃盗として明確になることはもちろんのこと、抑止効果も期待できるものでございます。

なお、市といたしましては、信頼、共同作業によるリサイクル社会の構築が本来の目的であり、行政と市民の皆様と相互に補完した仕組みを構築するため法的な取り締まりではなく、道徳的な観点から持ち去り等の行動を抑止するため制定するものでありますことから、罰則規定は設けないことといたしました。

以上で補足説明を終わりますが、どうぞよろしく御審議お願いいたします。

議長（濱之上大成議員）

補足説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

山田勝議員

この件についてはですね、よく聞いているんですけどね。課長の説明、こう聞いておりますと、罰則規定は設けないということにいたしま

した。それ十分わかりますよ。しかしながら世の中というのは、それでもなおね、やはり持っていかれる方もいらっしゃると思いますよね。そういうときには、例えば、警察に届けて窃盗で取り調べを受けるというようなこともできるんですか、できないんですか。それをちゃんとしておかないとですね、ちょっとせっかくつくった条例がね、効力を発しないのじゃないかなという気がするんで、念のためにお尋ねします。

西平市長

山田議員の御質問に対しましては市民環境課長より答弁させます。

馬見塚市民環境課長

山田議員がおっしゃるとおり本条例についての罰則規定はございませんが、窃盗罪は成立いたしますので窃盗罪についての罰則はあてはまるということになります。

議長（濱之上大成議員）

ほかに質疑ありませんか。

竹原恵美議員

やはり、その罰則規定がないというところに私ひっかかるんですけども、窃盗にした場合、警察にするといっても現行犯でとか、なかなか立証できない現実があるのではないか。立証ができないのであれば、ないのと同じ。運用しかできない。そのようであれば、阿久根市が、その

罰則規定、例えば、犬の糞なんかのあれでも金額で設定されていたかと思えますけれども、罰則規定のないこの手の条例というのは、やはり実効性が低くなる。運用が看板だけ、見た目だけでは現実に実際数々起きているわけだから、これを抑えるためには、罰則は規定するべきではないでしょうか。その実際その窃盗罪がなかなか適用できないということになると、同じところにやっばりはまっていく。運用上はまっていくのではないですか。

馬見塚市民環境課長

本条例を制定した目的としまして、現在の場合においてですね、持ち去りが現行犯で見つかっている場合も多数報告をされています。しかしながら、この条例がないばかりに注意、勧告ができないという状況で、ただ持ち去るのを黙って見ているという状況になります。これより先、条例を制定することによって、こういう条例があるということで、注意勧告がまずできるという利点があります。

それから補足の中で説明しました現在、日本におけるリサイクルシステムというのは、信頼、共同作業によって成り立っております。これについてはですね、元々道徳的に子供から大人までみずから出す。それ

を行政が回収してリサイクル循環型社会を形成しているということがありますので、あくまでもですね、注意勧告でとどめ置き、道徳的な見地で皆さんに御理解いただきたいという観点から罰則規定は設けておりませんが、議員がおっしゃるとおり窃盗罪については現行犯となっておりますので、他市町村の状況としましては、監視カメラを付けるなりということで現場を押さえるようなシステムをつくっております。

この条例を制定して市としましては、この条例を制定しまして状況を見ながら、あくまでも注意勧告でとどめおくということで状況を見たいと考えております。その結果、どうしても状況が改善されない場合は、おっしゃられるとおりですね、罰則規定を設けるなり監視カメラを設置するなどの方向を検討していくべきではないかと考えております。

竹原恵美議員

今、お話聞きましたけれども、それであると結局、人目、人目が人のこの窃盗を抑えるというふうな考え方にしかないんですが、監視カメラを置くというのも結局、後手の作業ですよね。すると罰がある。見られれば罰があるっていうのとは差があると思います。行えば、家に持ち帰った状態を見つけてしまって、

それがその問われる状態と人目を確認してカメラを確認して実行、まあそのカメラを見ている人が間に合うかどうかのレベルで、その人を押さえるだろうか。そこにはやはり結局道徳的と言いながらカメラを付けてチラチラ見なきゃいけない。あんまりその道徳的価値というのが、現実的には実行できていないのではないですか。

西平市長

当然ながら罰則があったほうがいいというのは十分私も趣旨としては理解するところではありますけれども、なによりもまずは抑止効果というものが大事であろうと思っております。そしてまた先ほど、市民環境課長のほうから補足説明もありましたように、あくまでもこのリサイクルにかかわる部分というものは、共同ということで人の善意で成り立っているものがやはり前提にあることから、やはり、そういったところに、いきなり罰則を強化していくところもどうかと思っております。もちろん、そういったところにつけ込む人たちがいるってことは、非常に残念な話ではあるんですけれども、まずは抑止力の効果ということを期待したいと、そういう意味から今回の条例を制定するものでございます。以上です。

議長（濱之上大成議員）

ほかに質疑ありませんか。

回数を覚えていてください。

竹原恵美議員

善意があれば、そもそも善意があれば、これはやらないじゃないですか。善意があつて善意を原則として、これが運営できている。やっちゃいけないことってわかっていてやる人がいるってということなので、置いている対処すべき人を全体像、善意のある人全体像においても、この条例はつくる必要がなくなるんです。実際やっている人は、やっちゃいけないこととわかっていてやっている。人目を気にしてやっているってことですから実効性がないのではないですか。おいてある争点が罪をこう実行しているという認識があつて、それでもなおかつやるという人に合わせないと、これやはり意味が実効性がないのではないですか。見ているところが違うのではないですか。

西平市長

先ほども申し上げておりますが、まずはこういった事案に対する法律がないというのが一番最初の話でございます。これまでは先ほどの市民環境課長の補足説明の中にありましたとおり、そういった場所に遭遇してもなかなかそのことに対して、も

ちろん声をかけることも相当大変なことであろうと思うんですけども、そういう法的な根拠がない中でどういう声かけをしたらいいかわからないというような状況もあったと思っております。当然ながら、こういう善意につけ込むようなことであれば、それなりの罰を与えるというのは、おっしゃる趣旨は十分理解いたしますけれども、まずはそういうものが不備であるということを我々も認識しておりましたし、そういったことから今回、条例の制定ということで、その不備を補っていかうと考えているものでございます。以上です。

議長（濱之上大成議員）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します

ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則の規定により所管の総務文教委員会に付託します。

◎ 議案第54号上程（原案可決）

議長（濱之上大成議員）

日程第17、議案第54号を議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

西平市長

登壇

議案第54号は、阿久根市営住宅の条例の一部を改正する条例の制定についてであります。寺山住宅の供用を開始するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。 降壇

議長（濱之上大成議員）

提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第54号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案第54号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより、議案第54号、阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、午前中の審議を中止し休憩いたします。

午後は、概ね午後1時から再開いたします。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分

議長（濱之上大成議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続いたします。

◎ 議案第55号上程（原案可決）

議長（濱之上大成議員）

日程第18、議案第55号を議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

西平市長

登壇

議案第55号は、阿久根市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。このたび脇本地区簡易水道施設整備事業により筒田地区の給水施設が完成し、当該地区への給水が可能となったため条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。 降壇

議長（濱之上大成議員）

提案理由の説明は終わりました。

これより補足説明を願います。

浦水道課長

議案第55号、阿久根市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足して御説明申し上げます。これまで出水市の野田地区簡易水道事業から給水を受けていた筒田区について、このたび脇本地区簡易水道施設整備事業による敷設工事が完成し、平成27年4月1日から給水を開始するため本条例に同区の給水人口160人及び1日最大給水量48立方メートルを追加しようとするものであります。

以上で補足説明を終わりますが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議長（濱之上大成議員）

補足説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

山田勝議員

長い間懸案でありました筒田地区のですね、簡易水道の、こうしてつないだことは非常にいいことなんです、まず、これまで出水市野田簡易水道を利用することで地方交付税の基準需要額分を毎年野田地区に繰り出しとったわけですが、野田地区、出水市との話し合いは、どういう形で収まったのかですね、それが

一点。それから脇本地区簡易水道事業の中でですね、もちろん黒之瀬戸はこれに入っていないわけですが、深田区はどちらに入っていますかね。以上2点を。

西平市長

山田議員の御質問に対しましては、水道課長より答弁させます。

浦水道課長

山田議員に御説明いたします。出水市との話し合いにつきましては、来年度から分担金がなくなるということで話しはついております。それと深田地区につきましては、黒之瀬戸地区のほうに含まれるということになります。

山田勝議員

それはね、よくわかりますけれども来年から分担金がなくなるということはわかりますが、長い間その筒田地区の方はですね、お世話になったわけですよ。ですから、ただ単に来年から分担金がなくなります。支出がなくなりますよということだけで終わったのか。私は、もつとね、いろいろなところでね、話し合いをされているのじゃないかなって、少なくとも私だったら本当に長い間お世話になったわけですからね、阿久根市の行政区であるのにかかわらず、だからその付近は、どういような示しをおつけになったん

ですかという意味でお尋ねしたわけ
であります。それから、ちょっと待
ってください。深田区については了
解します。

浦水道課長

それでは御説明いたします。出水
市とはですね、去年より4、5回話
しておりまして、あとこちらの阿久
根市のほうで、どれくらいの引き継
ぎの管とかメーターとかで、引き継
ぎにどれくらいかかるのかというこ
とで話をしておりますが、まだ確定
はしておりませんが、給管について
は、出水市のほうが無償で提供す
るということと、メーターにつきま
しては76軒分あるんですけれども、
そのまだメーターの期間が残って
いる分もあるものですから、そこら
につきましては、金額はまだはつき
りとしないうんですけれども4万円
前後で話がついております。そう
いうことですが。

山田勝議員

トラブルは発生していないと思
いますけどね、しかしながら長い間、
筒田地区の給水をお願いをしていた
わけですのでね、やはり、あくま
でも市長、感謝の意味を込めてお
礼を言うなり、そして、トラブル
がないようにですね、ちゃんとし
て示しをつけていただきたいと思
うんです。最後に市長の（聴取不
能）

西平市長

これまで出水市の水道事業のほう
にお世話になったということで、私
のほうからも出水市の市長並びに
関係課のほうにお礼を申し上げたい
と思います。よろしくお願ひします。

議長（濱之上大成議員）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議
案第55号は、会議第37条第3項の規
定により委員会の付託を省略したい
と思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案第55号は、委員会の
付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより、議案第55号、阿久根市
簡易水道事業の設置及び管理に關
する条例の一部を改正する条例の制
定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第56号上程（原案可決）

議長（濱之上大成議員）

日程第19、議案第56号を議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

西平市長

登壇

議案第56号は、平成26年度阿久根市一般会計補正予算（第5号）であります。

1ページをごらんください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ350万円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億2,423万6,000円にしようとするものであります。

3ページなりますが、歳入歳出予算の補正額につきましては、第1表に示すとおり、歳出予算においては第7款商工費350万円を増額し、2ページの歳入予算においては、第9款地方交付税200万円、第19款諸収入150万円をそれぞれ増額しようとするものであります。

以上、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます 降壇

議長（濱之上大成議員）

提案理由の説明は終わりました。

これより、補足説明を願います。

山下財政課長

議案第56号、平成26年度阿久根市一般会計補正予算（第5号）について補足して御説明申し上げます。今回の補正予算は、商工会議所が行うプレミアム付き商品券発行事業に対する補助金を措置しようとするものであります。

8ページをお開きください。

歳出から申し上げます。

第7款商工費1項2目商工振興費の補正額350万円は、商工会議所が行うプレミアム付き商品券発行事業に対する補助金であります。商工会議所から口蹄疫対策地域活性化事業を活用したプレミアム付き商品券発行事業の実施について要望がありました。これを受けて公益財団法人鹿児島産業支援センターへ事業応募をいたしておりましたが、割り当て内示があったことから必要な補助金を措置しようとするものであります。

具体的には、現在、10枚5,000円の商品券に1枚のプレミアムを付して発行されるものであり、商工会議所では、全体で6万6,000枚、3,300万円分発行することとされておりますが、その内300万円のプレミアム分と発行に係る事務経費について補助しようとするものであります。そして商工会議所では、この議案について議決をいただいた後、事務作業

を進め市産業祭等での販売を行うなど、年末年始時期での活用による消費拡大を通じて市経済の活性化を図ることとされております。

次は、歳入について御説明申し上げます。

7ページにお戻りください。

第9款1項1目地方交付税の普通交付税200万円を一般財源として、また第19款諸収入5項4目雑入の公益財団法人鹿児島産業支援センターから交付される口蹄疫対策地域活性化事業助成金150万円をその他財源として、それぞれ充当しようとするものであります。

以上で補足説明を終わりますが、よろしく願い申し上げます。

議長（濱之上大成議員）

補足説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

出口徹裕議員

プレミアム商品券なんですけど、先ほど補足説明の中で市商工会議所よりお願いがありましたということでしたが、その時期的なものはいったったのでしょうか。

西平市長

出口議員の御質問に関しましては、商工観光課長より答弁させます。

堂之下商工観光課長

出口議員の御質問にお答えいたし

ます。鹿児島産業支援センターから募集がありましたのが8月の29日から9月26日までの期間でございました。9月の20日過ぎだったと思います。すみません。はっきりした日付わかりませんが、商工会議所のほうからこの事業を実施したいということで要望書が出されたところでございます。

出口徹裕議員

ということは、この事業といえますか、補助がなければ、なかなか手を付けられなかったということになるのか。それとも、この予算措置です、これを待っていた状態なのか。そこらを確認します。

堂之下商工観光課長

すみません。先ほどの御質問ですけれども、9月24日に商工会議所から要望書が出されております。このやはり予算措置がないと、いろんな業務に事前に着手することはできませんので、今回の議決を待って商品券等の印刷等にかかるということでございます。

出口徹裕議員

しつこく聞くようなんですが、これですね、結局、商工会議所としては心配なわけだと思うんですけどね。年間を通して当初の予算の中でこういうのが組まれているならば、ことしも商品券の発行というのはあるな

ということですかと思うんですが、必ずこの事業が、ずっと補助金が出ますね、続いていくものとは思えないんですが、見通しとして、この補助金自体はどのくらいまで続くものなのか、ありましたら教えてください。

堂之下商工観光課長

失礼いたしました。先ほど、ちょっと回答がずれてしまって申しわけございませんでした。この口蹄疫対策の事業というのが、当初、国が示したのが平成27年度までというふうに聞いております。今回も今年度このプレミアム付き商品券について補助金が出るかどうか、わからない状況でありました。8月になって産業支援センターのほうから、こういった応募がありましたので手を挙げて応募したということでございます。

議長（瀨之上大成議員）

ほかに質疑ありませんか。

竹原恵美議員

お尋ねします。以前は、これ目的は口蹄疫対策地域活性化なので口蹄疫にかかわることであり、以前は、お肉のチケットが付いていたというふうに聞いたんです。それはやっぱり口蹄疫のかかわりにあって、被害があって、そこにその役に立つという意味合いが当初はあった、けれども、これから何でも、これは今

回何でも使えるというふうに聞いておりますが、本来の目的に沿っているとお考えでしょうかというのが一つ。そして、利用の状況を調べたんですけれども、なかなか生活財に使われていることが多いというふうに聞いたんですが、こちらではどういうふうに確認しているかをお聞かせください。そして、中には、業者間の支払いに社員に複数購入できるマスまで買わせて業者間の支払いにこれを介在させて、業者の支払いに税金から生まれるこの10%を利用してという情報もあったんですが、そういうような確認がこちらに入っているかも教えてください。そして、手数料なんですけれども、商工会議所は50万、阿久根市が50万というふうに聞いておりますが、結局、手数料だけで100万、印刷から手数料ですが、生活財であったならば、税金でいえば、これ全体でここだと350万なんです。生活財を購入すること、新しい消費を生んでいるという活性化という意味のその活性化のポイントをどこに置いているか。もし生活財を買う。いつも買うもの以上のものを買った履歴が見えない。活性化の目的に今一つ到達していないというふうな部分があるのか。そういう認識があるのか。教えてください。以上です。

堂之下商工観光課長

竹原議員にお答えいたします。業者間の取引ということについては、私どもは、ちょっと情報をいただいておりますのでわかりません。それから今回の口蹄疫対策地域活性化事業につきましては、お肉に限らず使えますということになっております。とにかく口蹄疫の発生により大きな影響を受けた本県経済の活性化を図ることが目的になっておりますので、地域経済の回復のために使われるものと認識しております。また、生活財に使ってはいけないということもございませんので、前回の場合プレミアム分については、お肉の消費にということになりましたけれども、今回は、どの商品であってもということになっておりますけれども、生活財でなければならぬということはありませんので、とにかく地域の中でそれだけのお金が回るということであれば地域の経済が活性化するというふうに考えおりますので、そういう御理解でいただければと思います。

竹原恵美議員

活性化というところをどこに思うか、活性化っていうどういうふうに位置付けするかなんですけれども、黙ってても買うものを買うのだったら100万の手数料を付けただけ、あ

まり動いたものはない。せいぜい100万で動いた手数料、人件費または印刷代、印刷会社ということになりますが、この実績であれば今の実績を活性化のところどれだけ、どういう点でどれだけ活性化ができたというふうに評価をしているんでしょうか。

西平市長

地域の活性化に付するというのが、この商品券の発行ということになると思っております。もちろんですね、生活にかかわる商品、こういったものは当然、日ごろ消費することによって別にこういった対策を打たなくても買われるんじゃないかというような御指摘であろうというふうに思いますけれども、もちろん、そういったものを買うという行為も当然、経済の活性化になりますし、そしてまた今回、産業祭のほうで使っていただくということを趣旨として早い提案をお願いしております。産業祭というものは、阿久根市を代表するお祭りの一つでありまして、多くの地元の方々が参加をされます。そういった意味からも年末の必要な時期に多くのお客さんがいらっしゃって買い物をする、その一助になればということから考えますと、当然市内の経済には大きな意義があるのではないかと私自身は考え

るところでございます。以上です。

竹原恵美議員

お尋ねします。今おっしゃるその生活財がっていうところなんです、生活財を動かすために、その動かすことが、お買いになると言いますけれども、そこに税金を入れるということの理解をどのように考えたらいいですか。

西平市長

生活財であろうがなかろうが、そこでお金が動くということが、私は大事ではないかと思えます。もちろん、国が以前やっておりましたような、例えば、エコカー減税とかですね、そういったものによって消費を喚起するという考え方もあるんでしょうけども、今回においては、使える事業を見つけてきまして、市内のお金が少しでも動く、そしてまた、地域の方々にお金が回っていく、それが生活財であろうとなかろうと、やはり大事なことではないのかなと思うところであります。以上です。

議長（濱之上大成議員）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第37条第3項

の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案第56号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより、議案第56号、平成26年度阿久根市一般会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第57号上程（各常任委員会付託）

議長（濱之上大成議員）

日程第20、議案第57号を議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

西平市長

登壇

議案第57号は、平成26年度阿久根市一般会計補正予算（第6号）であります。

補正予算書の1ページをごらんく

ださい。

第1条は、歳入歳出の予算額に歳入歳出それぞれ4億1,512万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億3,936万4,000円にしようとするものであります。

第2条は繰越明許費であり、5ページの第2表に示すとおり太陽光発電・蓄電池及びLED設置事業に係る4,903万2,000円を翌年度に繰り越すものであります。

第3条は債務負担行為の補正であり、6ページの第3表に示すとおり、阿久根市家庭系一般廃棄物収集運搬業務総合委託料及び生ごみ堆肥化事業を追加するものでございます。

第4条は地方債の補正であり、7ページの第4表に示すとおり、現年発生補助土木施設災害復旧事業の限度額を変更しようとするものであります。

3ページに戻りますが、歳入歳出予算の補正額につきましては、第1表に示すとおり、歳出予算においては、第2款総務費2億7,768万円、第3款民生費9,521万2,000円、第4款衛生費1,161万2,000円、第6款農林水産業費3,495万9,000円、4ページになりますが、第10款教育費346万6,000円、第11款災害復旧費179万9,000円をそれぞれ増額するとともに、3ページに戻しまして、第1款議

会費26万円、次の4ページの第7款商工費22万円、第8款土木費32万3,000円、第9款消防費879万7,000円をそれぞれ減額し、2ページの歳入予算においては、第9款地方交付税3,982万8,000円、第11款分担金及び負担金267万3,000円、第13款国庫支出金2,956万4,000円、第14款県支出金7,432万円、第15款財産収入2億5,710万円、第17款繰入金1,083万2,000円、第19款諸収入21万1,000円、第20款市債60万円をそれぞれ増額しようとするものであります。

以上、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。 降壇

議長（濱之上大成議員）

提案理由の説明は終わりました。

これより、補足説明を願います。

山下財政課長

議案第57号、平成26年度阿久根市一般会計補正予算（第6号）について補足して御説明申し上げます。今回の補正予算は、職員の給与改定及び人事移動等による人件費の補正や北薩広域行政事務組合の基金の清算による返還金の受け入れ、翌年度にかけての事業実施のための繰越明許費の設定、翌年度当初からの事業実施のための債務負担行為の追加が主なものであります。

初めに5ページをお開きください。

第2表は繰越明許費であり、太陽光発電・蓄電池及びLED設置事業4,903万2,000円を翌年度に繰り越して実施しようとするものであります。この事業は、県を通じて環境省の補助事業を活用し、防災拠点や災害時の避難施設等における太陽光発電蓄電池及びLEDの設置を行うものであり、西目地区集会施設に整備しようとするものであります。この事業については、今回の補正予算で設計費を計上しており、設計終了後に実施することとしておりますが、本年度に補助事業を活用するためには年度内に着手する必要があることから、概算事業費についてもあわせて計上し、事業の完了は、翌年度と見込まれるため、繰越明許費として定めるものであります。

次に、6ページをお開きください。

第3表は債務負担行為の追加であり、阿久根市家庭系一般廃棄物収集運搬業務総合委託料及び生ごみ堆肥化事業について、平成27年度当初から実施することとして、その限度額を定めようとするものであります。この内、家庭系一般廃棄物収集運搬業務総合委託料につきましては、家庭ごみや粗大ごみ、資源ごみなどの収集業務を総合的に委託実施することとし、その限度額を6,001万8,000

円と定めるものであります。また、生ごみ堆肥化事業は、現在、6地区で実施している事業を19の地区に拡大して実施しようとするものであり、その限度額を1,589万4,000円と定めるものであります。

次に、7ページになりますが、第4表は地方債の補正であり、現年発生補助土木施設災害復旧事業に係る限度額を変更しようとするものであります。

次に、13ページをお開きください。

歳出について御説明申し上げます。まず、給与等人件費の補正については、給与改定と予算の支出区分を異にする職員の人事異動等によるものであり、それぞれ該当の予算において所要の補正をするものであって、個別の説明は省略させていただきます。

次に、第2款総務費1項1目一般管理費の補正額1,190万円は、人件費のほか27節公課費の466万2,000円であります。これは測量設計業務等の委託料のうち、個人事業主に支払っていたものについて所得税等の源泉徴収漏れがあったことから、税務署の指導に基づき所得税等を納付しようとするものであります。その内訳は、平成22年度から平成26年度までにおいて対象者10名、支払い件数53

件、所得税等の源泉徴収不足額429万7,923円であり、これに不納付加算税20万3,500円と延滞税16万100円を加えたものであります。対象となる方々には、このことによる新たな負担が生じるものではありませんが、既に納付された所得税等について、税務署に対して還付を受ける手続きをとっていただき、その後、市に納付をお願いすることとしております。お手数をおかけすることになりますが、経過と取り扱いについて、すべての方々に説明し御理解をいただいたところであります。

この件は、市が支払うもののうち、報酬や謝金などについては、源泉徴収をいたしておりましたが、委託料については、同様に取り扱うべきものとしての理解が不足していたことに起因するものであります。この間の事務処理についてお詫び申し上げますとともに、今後このようなことがないように再発防止のため職員への周知徹底を図り、さらに適正な事務処理に努めていくこととしております。

7目財産管理費の補正額2億7,248万8,000円は、25節の積立金であります。このうち財政調整基金には、北薩広域行政事務組合で管理運用しておりました北薩摩ふるさと基金づくりの清算により、同基金への出資

金等の返還期に2億5,710万円を積み立てるものであり、この積み立てにより財政調整基金の平成26年度末の現在高は、13億6,455万1,000円と見込まれます。

また、市有施設整備基金には、来年度、農道日ノ山線の整備を行うため電源立地地域対策交付金1,538万8,000円を積み立てるものであり、この積み立てにより市有施設整備基金の平成26年度末の現在高は、8億748万9,000円と見込まれます。

次に、15ページをお開きください。

第3款民生費1項1目社会福祉総務費の補正額2,621万5,000円の主なものは、国民健康保険特別会計における保険給付費の増額見込み等による28節繰出金2,595万円であり、2目心身障害者福祉費の補正額2,960万円は、20節扶助費の件数の増加見込みによる就労継続支援費等であります。

2項1目児童福祉総務費の補正額313万9,000円は、人件費のほか、次の16ページの19節のひとり親家庭に対する支援費策の拡充に伴う児童扶養手当のシステム改修負担金であり、5目保育施設運営費の補正額3,502万円は、20節扶助費の3歳未満児の増加見込みによる保育所運営費であります。

次に、第4款衛生費1項1目保健衛生総務費の補正額749万円の主なものは、23節の未熟児養育医療事業費に係る国庫負担金等精算返納金であります。

次の17ページになりますが、2項2目の塵芥処理費の補正額409万8,000円は、11節需要費の生ごみ収集用バケツ等であり、来年度当初から生ごみ堆肥化事業実施地区を拡大するため、事業の実施に必要な収集用バケツ及び各世帯の保管用バケツを購入しようとするものであります。

次に、第6款農林水産業費1項10目農村環境改善センター管理費の補正額176万6,000円の減額は、17節公有財産購入費の空調機の購入に係る不用額であります。

11目農業構造改善センター管理費の補正額5,085万9,000円は、13節委託料182万7,000円と次の18ページの15節工事請負費4,903万2,000円であります。これは県を通じて環境省の補助事業を活用し、災害時の避難施設である西目地区集会施設に太陽光発電・蓄電池及びLEDを設置するものであり、実施設計に係る経費と年度内に着手するため概算事業費をそれぞれ措置しようとするものであります。

次の19ページになりますが、第8款土木費5項1目都市計画総務費の補

正は、人件費の減額のほか8節から13節までにおいて南九州西回り自動車道の供用開始イベントに係る経費を計上しております。これは南九州西回り自動車道の阿久根北インターチェンジから阿久根インターチェンジ間が、平成27年3月に暫定供用開始される見込みであることから、開通式典の前段として同区間においてウォーキング大会を開催し、この道路への理解を深めていただき、さらに協力を求めるものであります。

次に21ページになりますが、第11款災害復旧費6項2目補助土木施設災害復旧費の補正額179万9,000円は、9月の豪雨により被災した鶴見川の河川護岸の復旧を実施するものであります。

以上で歳出を終わり、次は歳入について御説明申し上げます。

11ページにお戻りください。

第9款1項1目地方交付税の補正額3,982万8,000円は普通交付税であり、今回の補正に係る一般財源として充当するため必要な額を措置しようとするものであります。

次に、第11款分担金及び負担金2項1目民生費負担金の補正額267万3,000円は私立保育園の保育料であり、児童数の増加見込みによるものであります。

次に、第13款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金の補正額2,838万2,000円は、心身障害者福祉費及び児童福祉費に係る扶助費に対する2分の1の国庫負担金であり、10目災害復旧費国庫負担金の補正額118万2,000円は、土木施設災害復旧費に係る3分の2の国庫負担金であります。

次に、第14款県支出金1項2目民生費県負担金の補正額1,419万1,000円は、心身障害者福祉費及び児童福祉費に係る扶助費に対する4分の1の県負担金であります。

2項1目総務費県補助金の補正額6,012万9,000円は、来年度、農道日ノ山線の整備を行うため、市有施設整備基金に積み立てる電源立地地域対策交付金1,484万8,000円と西目地区集会施設に太陽光発電・蓄電池及びLEDを設置するための公共施設再生可能エネルギー等導入推進事業費であります。このうち太陽光発電・蓄電池の整備については、事業費の10分の10、LEDについては3分の2の補助率であります。

次に、12ページになりますが、第15款財産収入2項5目出資金返還金の補正額2億5,710万円は、北薩広域行政事務組合で管理運用しておりました北薩摩ふるさと基金づくりの廃止に伴い、同基金に属する出資金及び

県補助金について所定の配分率に基づき清算することとされたことから措置しようとするものであります。

次に、第17款繰入金2項3目介護保険特別会計繰入金の補正額1,083万2,000円は、介護保険特別会計における前年度事業費の確定に伴い一般会計繰出金を清算するものであります。

次に、第19款諸収入5項4目雑入の補正額20万円は、県高規格幹線道路建設促進協議会の団体支出金であり、南九州西回り自動車道路の供用開始イベントに係る経費に充当しようとするものであります。

最後に、第20款市債1項10目災害復旧債の補正額60万円は、河川施設の災害復旧経費に充当するため借り入れるものであります。なお、この補正による平成26年度末の市債残高は、97億9,765万8,000円になる見込みであります。

以上で補足説明を終わりますが、よろしくお願い申し上げます。

議長（濱之上大成議員）

補足説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

出口徹裕議員

17ページ、6款1項11目の農業改善センターの太陽光発電とそれから蓄電池及びLED設置事業ですが、これの規模を教えてください。

西平市長

出口議員の御質問に対しましては、農政課長より答弁をさせます。

谷口農政課長

出口議員の御質問にお答えいたします。この予算書にありますとおりですね、まだ、この事業の中で施設の規模といいますか、整備をする規模というのが決まっておりません。まずはこの委託費のところでは設計の委託をさせていただきたいと思っています。その設計ででき上がりましたものにつきまして、工事請負費という形で18ページになります工事請負費4,903万2,000円、この金額につきましても、今のところ概算で計上してございまして、取りあえずこの委託費で今後規模は決まっていくということで御理解いただきたいと思います。以上でございます。

出口徹裕議員

規模はわからないということで、ちょっとあまり納得いかないんですけど、考え方として太陽光ですが、建物の屋根に設置するつもりなのか、それとも例えば造成をして使う電気を確保していくという考えなのか、そちらについてお尋ねします。

谷口農政課長

屋根の上に設置をする形に考えております。今の規模の話でしたけれども、付け加えて話をさせていただ

きたいと思っておりますけれども、電気料が、今、年間、昨年が61万4,310円、これが建物の電気代でございまして、それをこの蓄電池、太陽光発電というものを設置することで軽減が図られていくというふうに理解をいただければありがたいかと思いません。

出口徹裕議員

一般的な考えなのかもしれませんが、金額が一つは大きいなというのは、蓄電池が入っているからなのかなどは思いますけれども、あえて設計を一般的な家庭で屋根に付けるのに設計費で100幾らとかっていうようなお金が出てくるとはとても思えないのですが、例えば、ある程度のどういうふうな形という込みですのような設計を含んだ形で工事を出せなかったのか。わざわざ設計費をこう見る意味を教えてください。

〔発言する者あり〕

議長（濱之上大成議員）

はい。今、相談しています。

山元企画調整課長

出口議員のほうにお答えさせていただきます。今回、導入いたしますこの事業なんですけれども、これは、県のほうで再生可能エネルギーの地域資源を活用いたしまして災害に強く低炭素な地域づくりを推進するために、地域の避難所や防災拠点

に再生可能エネルギーの導入を図る場合の支援事業ということで実施するものでございまして、この事業につきましても、再生可能エネルギーの設備の導入、それから蓄電池の導入、あるいはLED等の高効率照明灯の設置、こういったものを公共施設で避難所あるいは防災拠点施設に整備する際に事業対象になるということでございまして、その意味できちっとした設計をする必要があるということで設計費のほうを計上させていただいたというところでございます。

議長（濱之上大成議員）

ほかに質疑ありませんか。

中面幸人議員

まず、17ページのですね、4款2項2目のですね、生ごみの収集用バケツの予算とですね、あと6ページのほうに債務負担行為のほうで生ごみ堆肥化を計上してありますけれども、先般の区長さんと執行部との話し合いの中でですね、区長会長のほうからぜひ全地域に進めてもらいたいような趣旨の説明もございましたけれども、今回、6地区を19地区に拡大ということでございますが、これがどのような展開になるのか、教えていただきたいと思っております。

西平市長

中面議員の御質問に関しまして

は、市民環境課長より答弁をさせていただきます。

馬見塚市民環境課長

生ごみ堆肥化モデル事業について御説明をさせていただきます。この事業につきましても、平成21年度から中期区長会で要望があったとおり、市内全域において生ごみの堆肥化事業は行います。ただし、市が生ごみのバケツを配付して市が収集する地区が19地区で、世帯数としましては約50%の5,236世帯を市が生ごみ収集をします。そのほかにつきましても、自宅用のコンポストもしくはダンボールコンポストをお願いをしていくということになります。この50%に限定をいたしましたのは、費用対効果等考えて人口の少ない地区もしくは遠距離にある地区につきましてもはですね、どうしても収集コストを考えると費用のほうが高くなるということで自宅での処理をお願いするというようお願いをしております。ちなみに先ほど申し上げましたように世帯数にしましては、5,236世帯、人口でいきますと1万1,457人が対象となっております。それで回収予定量としましては、約900トン回収いたしたいと考えております。以上です。

中面幸人議員

今の課長の説明で19地区に拡大、

今、世帯数にして5,200何世帯ですね、てことは、一応この事業については、現段階ではこれがこれで終わるといえるのか、あとは過疎地域については自宅のほうで処理するという方法で、もうこれ以上は、結局、ふえないという捉え方でいいんですかね。もうこれで市内全域、全域でこれで終わるといえることですか。

馬見塚市民環境課長

現在のところ、これで平成27年度は実施をしたいと思います。ちなみに本平成26年度ですが、6地区でモデル事業しているんですが、来月からですね、2地区が申し込みがありまして、今それも検討しています。それと同様にですね、平成27年度においても一定のこれで事業開始して、どうしても集落において申し出があった場合は、検討して変更はしていきたいと思います。ちなみに事業につきましては、係る事業につきましては収集運搬費と堆肥化事業が、堆肥化に係る費用が両方かかりますが、収集運搬についてはですね、すべての地区を対象にと言いますか、そのような算定をしておりますので、収集運搬については、収集地区を拡げても金額的には上がらないということになっております。堆肥化につきましては、堆肥量によって算定をされますので、その分につ

いては変動があるかと思えます。以上です。

中面幸人議員

そうするとですね、いわば全地域にやっぱりこう該当するわけですね、いわば先ほど課長の話では、遠い地域とか、いわば中山間地域においては自宅で処理するようなことを言われましたけども、これなかなか今までできていない状況で、普通、燃えるごみの中に出していると思うんですけども、そうなった場合にはですね、やっぱり統一するという意味でもですね、今、課長の説明では、収集運搬については、コストはもう変わらないということですので、考え方としては、もう全地域、全区という考え方で捉えていいんですかね。

西平市長

今、るる市民環境課長のほうから説明をさせましたけれども、このことについて、恐らく中面議員の中では、全市を挙げてやってほしいというような旨での御質問であろうと思っております。現在、対象としております区は、先ほど言いましたように、どちらかというとし街地に近いところ、あるいは住家が多いところを対象にしております。市民環境課長のほうから対象をこう若干拡げても変わらないということを申

し上げましたのは、その地区の近くであれば当然ながら巡回いたしますので、それほど大きなことは発生しないということから収集運搬にかかわる費用については、その部分についてはふえないというような旨の説明でございます。

このことをじゃ市全域に広げるかということを行いますと、先ほどの最初の答弁でもありましたように、費用対効果の面をやはり考えないといけないだろうというところもございます。例えば、山の過疎地域の中で数軒のところでも果たしてそれだけの需要があるかどうかということも考えないといけないところでもありますし、むしろ、そういったところにおいては、いろんな畑等もあるでしょうし、そしてまた、ダンボールコンポストを利用していただくということでのほうが十分効果があるのではないかとこのところもございます。

そういったことから効果的に行われる場所について今回は提案をさせていただきます、その中で事業を進めていきたい。そのように考えているところでもあります。以上です。

議長（濱之上大成議員）

ほかに質疑ありませんか。

山田勝議員

大変いい話を次々にされておしま

すのでね、まず2点ほどお尋ねしたいんですが、この西目構造改善センターの太陽光発電については、鹿児島県が、そういう公共施設あるいは避難場所等についてってこういうことなんですが、例えば、阿久根市役所市庁舎の2階とかですね、の屋上とかですね、脇本地区公民館のところとか、それぞれあると思うんですが、そういうところの適用は受けないのか。阿久根市の場合は、西目構造改善センターだけのことなのか。ということをお尋ねしたいと思っております。

それから、さきの生ごみの堆肥化事業についてはですね、これは私ももう自分が今直接関係がありますのでね、ものすごく喜んでいるところです。今まで燃えるごみを出しおったちりのね、80%近くが生ごみで持っていかれる。本当にね、画期的なことだと思っていますよ。今までは、燃えるごみについてですね、焼却せずに申しわけないなと思って出しとったのが、今は堆肥にされるということで、本当に喜んでいるところですが、やはり、そのコンポストにする。どこにするというのは全市的にやはりちり収集を今しているような箇所についてはですね、やはり生ごみのそういうその収集する、一週間に何遍かでしようけど、そう

いうものを置いて、あと住民の方々が持っていかれて入れてあれば収集されるわけですから、やはりそのコンポストにするとか、あるいは山ん中やっで自分で処理しなさいとかというのではね、あまりにも不公平だなという気がするんですが、いかがなものでしょうか。

西平市長

山田議員の御質問にお答えさせていただきます。まず今回、対象となるのが西目の構造センターということで、ほかの市役所あるいは、ほかの施設を考えなかったのかということでありましたけれども、まず今回、大体内示がきているのが、4,000万から5,000万の間ということが正直ございます。阿久根市役所、そしてまた脇本地区公民館はじめ市内にあります、例えば総合体育館、こういったところも検討いたしたところでございます。予算の兼ね合いと、そしてまた構成する施設の構造上の問題、こういったものから別のところになると、どうしても予算が膨らむ、あるいは予算では余ってしまうということから、今回、西目の構造改善センターのほうを対象にしたということでございます。この事業のほうは、来年度以降も継続されるということも若干情報を得ておりますので、その中で県のほうに要望

していきたいと考えているところでございます。

それと、生ごみ対策についての御質問でございました。市内全域にするのが、やはり平等という観点からいいのではないかとというような旨での御質問であろうと思っております。まだ今年度ですね、初めて取り組んだこの事業であります。まずは6地区を対象にどのような結果が出るかということから取り組んでいるところでございますけれども、そういったところを踏まえてですね、来年度もやろうということで決定をしたところであります。もちろん将来的に、そういう要望が出てきて、そしてまた効果が見込めるということになる、進めていこうということも選択肢の中に入ってきますが、今回はさしより収集運搬に対して比較的経費的なもの、そしてまた効率的なものを考えた上で試験的にもやってみようという延長という位置付けでございますので、今後についてはまた再度検討してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

山田勝議員

まずね、太陽光発電のことについてですけどね、例えばその西目の構造改善センターの電気料を賄えばいいというのではなくて、むしろ場所

によってはね、そこで売電したこと、そこでその発電した電気について売電もできる、あるいは地区の皆さん方のためにも使えるというものがあつたら、さらにいいわけであつてですね、なにもそこだけっていうのは、どうもね、私は納得いかないんですが、その付近はいかがなものでしょうか。

それから堆肥化については、今、試験の段階ですからね、どうしようもないかもしれませんが、今、実施した状況の中では、非常にいいという好評ですし、自分もいいと思っています。これはイコール例えば、広域行政事務組合で今やっております焼却施設のね、施設のその規模にもこの関係することですのでね、これはかなり真剣に阿久根市が取り組んでですね、むしろこの地区のごみの処理、ごみ処理に関するやはりそのリーダー的存在でね、市長、取り組んでほしいんですよ。それが後年度住民負担を少なくすることにもなりますので、これを積極的に取り組んで一つの結論を出して進めていただきたいと思っているんですが、いかがですか。

西平市長

まずは、施設に設置した太陽光発電についての御質問にお答えさせていただきます。今回、当該事業で導

入した再生可能エネルギーの発電設備により発電された電力、これは専ら自家消費ということを考えておりますけれども、余剰電力については、売電することが可能であるということで確認を取っております。ただし、固定価格制度、この部分が若干問題になっておりますけれども、この活用はできないということから電気事業者との個別契約により価格を決定し売電するということが条件として付されることとなります。

なお、売電収入につきましては、今後、設備が完了し売電が開始される平成27年度中に売電収入を管理する新たな基金の設置を考えておりまして、その中で管理してまいりたいと考えております。

そしてまた、焼却処理施設に関するところまでの含めた負担を考えて今後展開をしたらいかがかという御質問でありましたけれども、確かに住民の負担を軽減していくということが、この事業の大きな目的の一つでもございます。もちろん循環型の社会を形成するということが、第一義でございますけれども、その中で収集運搬にかかわるコストの分と、そしてまた、ごみが減量化されることによる市の負担分の減少、そしてまた、それに伴って今後予定されている焼却処分場の施設の規模、こう

いったところに影響が及ぼされるということは、重々承知をいたしているところでございます。ただその中でどこまでやれば、じゃ今度は市民の負担が減っていくのか、あるいは、逆にここをふやすことで収集するところをふやしたことで市民への負担がふえるのか。そういったこともしっかりと勘案しながら今後の課題として検討してまいりたい、このように考えております。

議長（濱之上大成議員）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第57号は、会議規則の規定によりお手元に配付してあります付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時13分

議長（濱之上大成議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続いたします。

◎ 議案第58号上程（産業厚生委員会付託）

議長（濱之上大成議員）

日程第21、議案第58号を議題とし

ます。

市長の提案理由の説明を求めます。

西平市長

登壇

議案第58号は、平成26年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。

特別会計補正予算書の1ページをごらんください。

第1条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億146万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億265万7,000円にしようとするものであります。歳入歳出予算の補正額については、第1表に示すとおり、3ページの歳出予算においては、第1款総務費208万9,000円、第2款保険給付費6,426万6,000円、第11款諸支出金3,511万1,000円をそれぞれ増額しようとするものであります。

2ページの歳入予算においては、第4款国庫支出金2,506万3,000円、第5款県支出金397万2,000円、第10款繰入金2,595万円、第11款繰越金4,648万1,000円をそれぞれ増額しようとするものであります。

以上、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。 降壇

議長（濱之上大成議員）

提案理由の説明は終わりました。

これより、補足説明を願います。

佐潟健康増進課長

議案第58号、平成26年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について補足して御説明いたします。

補正予算書の8ページ、歳出をごらんください。

第1款総務費1項1目一般管理費の補正額208万9,000円のうち、197万2,000円は、職員7名分の人件費の増額補正であり、人事異動等によるものであります。また、11万7,000円は、制度改正に伴うシステム改修負担金であります。

第2款保険給付費1項療養諸費の補正額5,085万円は、療養給付費に不足が見込まれるため増額しようとするものであり、2項高額療養費の補正額1,341万6,000円も高額療養費に不足が見込まれるため増額しようとするものであります。

第11款諸支出金1項3目償還金の補正額3,511万1,000円は、前年度の国庫負担金等精算返納金であります。

次に、歳入は7ページをごらんください。

第4款国庫支出金1項1目療養給付費等負担金2,056万5,000円、2項1目財政調整交付金449万8,000円及び第5款県支出金2項1目財政調整交付金397万2,000円は、歳出の一般被保険者療養給付費と高額療養費の増額補

正に対する国の負担金及び国と県の財政調整交付金をそれぞれ増額しようとするものであります。

第10款繰入金1項1目一般会計繰入金2,595万円は、人件費の増額分と財政安定化支援事業分の繰入金であります。第11款繰越金1項1目繰越金4,648万2,000円は、国庫負担金等精算返納金を不足する財源分として充当しようとするものであります。

以上で補足説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

議長（濱之上大成議員）

補足説明は終わりました。

これより、質問に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第58号は、会議規則の規定により所管の産業厚生委員会に付託します。

◎ 議案第59号上程（産業厚生委員会付託）

議長（濱之上大成議員）

日程第22、議案第59号を議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

西平市長

登壇

議案第59号は、平成26年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算（第1

号) であります。

特別会計補正予算書の13ページをごらんください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億841万9,000円にしようとするものであります。歳入歳出予算の補正額については、第1表に示すとおり、15ページの歳出予算においては、第1款総務費34万1,000円を増額し、14ページの歳入予算においては、第5款繰入金2万4,000円、第6款繰越金31万7,000円をそれぞれ増額しようとするものであります。

以上、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。 降壇

議長（濱之上大成議員）

提案理由の説明は終わりました。

これより、補足説明を願います。

浦水道課長

議案第59号、平成26年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について補足して御説明いたします。

補正予算書の20ページをお開きください。

初めに歳出について御説明いたします。

第1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の補正額34万1,000円は、人事異動による人件費の補正及び人

事院勧告等に準じて本年4月にさかのぼり給料表等の改定を行ったことにより、その差額分を予算計上したものであります。

19ページに戻りますが、次に、歳入について御説明いたします。

5款繰入金1項1目一般会計繰入金補正額2万4,000円は、人事異動による児童手当の増額分について一般会計から繰り入れその財源とするものです。

6款1項1目繰越金補正額31万7,000円は、今回、歳出増額補正額の財源として繰越金を充てようとするものであります。

以上で補足説明を終わりますが、どうぞよろしく御説明いたします。

議長（濱之上大成議員）

補足説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第59号は、会議規則の規定により所管の産業厚生委員会に付託します。

◎ **議案第60号上程（産業厚生委員会付託）**

議長（濱之上大成議員）

日程第23、議案第60号を議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

西平市長

登壇

議案第60号は、平成26年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。

特別会計補正予算書の25ページをごらんください。

第1条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,941万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億8,845万4,000円にしようとするものであります。歳入歳出予算の補正額については、第1表に示すとおり、27ページの歳出予算においては、第2款保険給付費2,916万円、第8款諸支出金3,398万4,000円をそれぞれ増額し、第1款総務費373万1,000円を減額しようとするものであります。

26ページの歳入予算においては、第3款国庫支出金858万7,000円、第5款県支出金89万1,000円、第7款繰入金1,612万8,000円、第8款繰越金3,380万7,000円をそれぞれ増額しようとするものであります。

以上、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。 降壇

議長（濱之上大成議員）

提案理由の説明は終わりました。

これより、補足説明を願います。

佐潟健康増進課長

議案第60号、平成26年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第2号）について補足して御説明いたします。

補正予算書の32ページ、歳出をごらんください。

第1款総務費1項1目一般管理費の補正額373万1,000円は、職員6名分の人件費の減額補正であり、人事異動等によるものであります。

第2款保険給付費1項介護サービス等諸費の補正額4,466万円は、1目居宅介護サービス給付費2,000万円、3目地域密着型介護サービス給付費7,116万円をそれぞれ増額し、5目施設介護サービス給付費4,500万円、9目居宅介護サービス計画給付費150万円をそれぞれ減額するものであります。

2項介護予防サービス等諸費の補正額150万円は、3目地域密着型介護予防サービス給付費300万円を増額し、1目介護予防サービス給付費150万円を減額するものであります。これらの補正は、介護サービスの利用者が当初の見込みより増加したことや地域密着型施設の利用者の増加等により、関係給付費等に過不足が見込まれるため補正しようとするものであります。

次に、33ページをごらんください。

4項高額介護サービス等費の補正額310万円は、負担限度額を超えた場合に払い戻しされる給付費であり、給付見込み額に不足が見込まれるので、増額しようとするものであります。

7項特定入所者介護サービス等費の補正額2,010万円の減額は、施設利用者が見込みより減少しているため減額しようとするものであります。

第8款諸支出金1項2目償還金2,315万2,000円は、前年度に係る国庫負担金等の精算返納金であり、3項1目他会計繰出金1,083万2,000円は、国庫負担金と同様に一般会計への精算返納金であります。

次に、歳入は、31ページをごらんください。

第3款国庫支出金1項1目介護給付費負担金858万7,000円と第5款県支出金1項1目介護給付費負担金89万1,000円は、歳出の保険給付費の増額見込みに対する国・県の負担金であります。

第7款繰入金1項1目介護給付費繰入金364万5,000円は、歳出の保険給付費の増額見込みに対する市の負担金分であり、4目その他一般会計繰入金373万1,000円の減額は、人件費の減額分であります。

2項1目介護保険基金繰入金1,621

万4,000円と第8款繰越金1項1目繰越金3,380万7,000円は、不足する財源の見込額について増額し、財源充当しようとするものであります。

なお、今回の基金取り崩しで介護保険基金の残高見込み額は4,159万2,613円であります。

以上で補足説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（濱之上大成議員）

補足説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第60号は、会議規則の規定により所管の産業厚生委員会に付託します。

◎ 陳情第12号上程（産業厚生委員会付託）

議長（濱之上大成議員）

日程第24、陳情第12号、県道脇本赤瀬川線槁之浦地区道路改良工事に伴う路線の一部設計変更について、阿久根市脇本447の4、槁之浦西区区長松崎義治君から議長宛て提出されました。本件を議題とします。

ただいま議題となっております陳情第12号は、会議規則の規定により所管の産業厚生委員会に付託します。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 2時29分